

財政透明性とインドの財政赤字問題

山本 盤男

目 次

- I はじめに
- II 国際通貨基金の財政透明性に関する実務規定
- III インド準備銀行の財政透明性に関する報告
- IV 『財政責任法制定委員会報告』と財政責任・予算経営法案
- V 財政赤字の要因と課題
- VI まとめ

I はじめに

国際通貨基金（IMF）は、1997年の東アジア金融・経済危機を主な契機として、1998年に『財政透明性に関する適切な実務規定—諸原則の宣言（Code of Good Practices on Fiscal Transparency-Declaration of Principles）』を公表し、2001年3月に改正版を発表した（IMF [2001cft]）^(注1)。IMFは、世界銀行や経済協力開発機構（OECD）との協議によりこの規定やマニュアルを作成しており、OECDは、2001年5月に『OECD 予算透明性のための最良実務（OECD Best Practices for Budget Transparency）』を公表している（OECD [2001]）。そして、IMFはこの規定による国別の評価を実施しており、インドに関する報告（『インド：基準と規定の遵守に関する報告：I. 財政透明性（Report on the Observance of Standards and Codes（ROSC））

India, I, Fiscal Transparency)』は、2001年2月に発表された (IMF [2001mft])^(注2)。このIMFのインド報告を踏まえて、インド国内では、中央銀行であるインド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) が、財政透明性に関する諮問グループを設置し、その報告 (Report of the Advisory Group on Fiscal Transparency) が2001年7月に提出された (Reddy [2001])。

インドでは、第12回連邦下院議員選挙の結果、1998年3月に成立した BJP (Bharatiya Janata Party) のヴァジュパイー (Atal Bihari Vajpayee) 首相率いる連立政権は、1998-99年度から2002-03年度まで予算を5回作成した^(注3)。この時期のインド経済は、表1の示すようにGDP成長率が東アジア経済危機と世界的な景気減速の影響で1990年代半ばの7~8%よりも低下しているが、全般的には順調と言える。しかし、1991年に開始された経済改革の当初より安定化政策の重要な課題であった中央政府財政赤字は、表2と3の示すように1990-91年度のGDP比率5.6%から1997-98年度の4.8%に低下したが、その後増加して2002-03年度予算概算でも5.3%と予測されている。スリニバサン (T.N. Srinivasan) は、この財政の持続不可能性が全政府レベルで最も決定的問題と指摘しており、財政赤字削減は重要な政策課題であるが、達成が最も困難な問題となっている (Srinivasan [2002])^(注4)。BJP連立政権も、成立当初に比べて財政赤字の経済的および財政的影響の重大さと削減の困難さへの認識を深めてきた。そして、「支出改革委員会 (Expenditure Reforms Commission)」が2000年2月に政府のダウンサイジングを目的に設置され、同年12月には法的規定による財政赤字削減を目的に「財政責任・予算経営法案 (The Fiscal Responsibility and Budget Management Bill, FRBM)」が国会に提出された^(注5)。

財政透明性は、財政赤字削減、すなわち財政の健全性や効率性とは概念的には区別されねばならないが、財政経営を改善する重要な構成要素として健全性や効率性と密接に関連している。財政透明性に関するIMFのインド報告とRBI報告は、政府の直面する財政赤字問題の深刻化を主要な動機とするものである。そこで、本論では、IMF報告とRBI報告による財政透明性の視点からの財政赤字問題の分析を基礎に、BJP連立政権の財政赤字削減策、とくに財政責任・予算経営法案を検討して、その問題点と今後の課題を明らか

にすることを課題としている。

以下では、IIで、IMFの財政透明性に関する実務規定とインド報告を整理し、IIIでは、RBI報告の内容とIMF報告とを比較検討する。IVでは、BJP連立政権の財政赤字削減策の中核である財政責任・予算経営法案を中心に検討した後、VでRBIによる財政赤字要因の分析と削減策を巡る議論を整理して、今後の課題をまとめる。

(注1) IMFのホームページで公開されていた『財政透明性に関するマニュアル (Manual on Fiscal Transparency)』の改正版も同年2月に公表された (IMF [2001 mft])。

(注2) IMFによる『基準と規約の遵守に関する報告』は、11分野におよび、その1分野である財政透明性に関する報告は、2002年11月8日現在、日本やインドを含む43カ国について実施・公表されている (<http://www.imf.org/external/np/rosc/>)。

(注3) BJP連立政権は1998-99年度予算を最初の予算として編成したが、その経済・財政政策に関して、筆者は、統一戦線政権の96-97年度と97-98年度予算における政策課題の検討を踏まえて、別稿で検討した (山本 [1999])。その結論は次のように要約できる。

当政権は、スウェーデンをシンボルに高成長の持続を目標とする経済政策を追求した。これは、強いインドを標榜するスウェーデンの強調による前政権との「断絶」と経済改革の「継続」という二面性を内包するものであった。しかし、7～8%の高成長率の持続は、スウェーデンの基礎となる農業・農村開発と小規模工業部門の優先政策との両立が困難であった。90年代中葉の3年間に7%超の高成長を実現した要因は、市場重視の経済改革による民間部門投資率の増加であった。当政権が優先課題とした農業・農村開発と小規模工業部門は、経済発展の重要な基盤ではあるが、この高成長を主導するには潜在力が不十分なばかりか、財政赤字の主な拡大要因である補助金の対象であった。BJP連立政権が取り組むべき経済政策の課題は、91年経済危機以後の構造調整に基づく経済改革の展開を踏まえるならば、財政構造改革を最優先に、経済構造改革と、計画経済体制の基盤であった行財政制度の改革であった。これは、なお現在の課題でもある。

(注4) RBI副総裁であるモーハン (Rakesh Mohan) の論文も、経済政策の重要目標は高い経済成長であるが、これの主要な障害は中央と州の両政府財政の悪化であり、財政改革の重要目標は債務返済の削減で、これは公的債務の漸進的削減と高い収入により達成されねばならないと指摘している (Mohan [2000])。

(注5) 国会での法案審議は、法案の内容に対する反対が強いことと、労働法改正、保

険分野や電力分野の改革などの案件が優先されているため、2003年1月現在までに成立していない (ET [23-1-2001, 9-4-2002], FE [28-9-2002])。

II 国際通貨基金の財政透明性に関する実務規定

1 国際通貨基金『財政透明性に関する適切な実務規定』

国際通貨基金 (IMF) は、『財政透明性に関する適切な実務規定—諸原則の宣言』とこの規定実施のガイドラインである『財政透明性マニュアル』を作成し、ウェブサイトで公開した。そして、財政データの品質保証の強調と、規定実施により得られた経験により修正された改訂版は、2001年3月に公表された (IMF [2001a, 2001b])^(注1)。また、この IMF の規定とマニュアルに連携して、OECD は、『OECD 予算透明性のための最良実務』を2001年5月に公表している (OECD [2001])^(注2)。

まず、IMF が財政透明性に関する実務規定を作成する理由は、次のように説明されている。①暫定委員会は、1996年9月に「持続的でグローバルな成長に関するパートナーシップ」を採択した時に、優れたガバナンスの重要性を強調したが、優れたガバナンスには財政透明性が必要である。②財政透明性は、財政政策のデザインと結果に関する公開の議論を導き、政府を財政政策の実施に対して説明可能とすることによりマクロ経済政策および選択への信頼と理解を強化する。③グローバルな環境では、財政透明性はマクロ経済安定と良質な成長の達成に重要である。そこで、財政透明性の促進を先導できる IMF が実務規定を作成したのである。そして、この一般的な説明には示されていないが、作成の現実的動機ないし重要性を増した要因が時期的に合致する1997年の東アジアの金融・経済危機にあることは、推測に難くない^(注3)。

そこで、財政透明性の枠組みは4つの一般原則から構成されており、それらに関する主な原則と実務は次のような内容である^(注4)。

(1) 政府の役割と責任の明晰性：政府の構造と機能、政府内部の責任と政府とその他の経済との間の関係を明記すること。

①政府部門は、他の公共部門および経済と区別され、公共部門内の政策と経営の役割は明白で公開されること。②財政経営の明白な法的、行政的

枠組みがあること。

- (2) 情報の公共的利用可能性：明記された時期での包括的な財政情報の公表の重要性。

①公衆は、政府の過去、現在と計画された財政活動の完全な情報を提供されること。②財政情報のタイムリーな発表が約束されること。

- (3) 公開の予算準備、執行と報告：予算過程に関して利用可能とされる情報のタイプ。

①予算書類は、財政政策目標、マクロ経済枠組み、予算の政策的基礎と確認可能な主な財政リスクを明記すること。②予算情報は、政策分析を促進し、説明責任を増進する方法で提示されること。③承認済み支出の執行およびモニタリングと収入徴収の手続きは、明記されること。④立法府と公衆への定期的財政報告があること。

- (4) 完全性の保証：財政データの品質と財政情報の独立的精査の必要^(注5)。

①財政データは、容認されたデータの品質基準を満たすこと。②財政情報は、独立的精査を受けること。

以上のように、規定は原則と実務に関する目標を実現するために政府が行うべきことを定めており、IMFは、加盟国に財政経営の実務が規定に一致しているか評価する『基準と規定の遵守報告』の財政透明性モジュールを実施するよう奨励している。

2 インドに関する IMF 報告の要点

IMFは、2001年2月に『インド：基準と規定の遵守 I. 財政透明性に関する報告』を発表した。当報告は、IMFの財政透明性に関する質問表へのインド政府当局の回答とその他の提供資料に基づき、規定の必要条件に関するインドの実務の評価であり、4つの一般原則の各項目に関する実務が説明された後、IMFスタッフの論評、すなわち全体的評価が行われている（IMF [2001rosc]）。

まず、インド財政制度の重要な特徴は、中央政府が州政府と課税権および支出責任を配分し、公的金融機関と非金融公企業が重要な役割を果たしていることである。しかし、この規定は、公的金融機関と非金融公企業には適用

されないと指摘されている。そして、全体的評価は、次のように要約できる。

- (1) インドは、かなり高い基準の財政透明性を達成してきた。とくに中央政府予算に関しては利用可能な詳細情報があり、外部監査は別の強力な点である。その他の分野では、とくに自由化過程と税制改革との関連で大きく進展したが、両分野にはなお進展の余地がある。
- (2) 財政責任・予算経営 (FRBM) 法の制定は、高い基準の財政透明性の達成が強調されるならば、大きな前進となる。
- (3) 政府間財政関係の分野では、簡素化と明晰化のかなりの余地がある。税収分与に関する規則の最近の変更はかなりの前進であるが、異なる税の責任区分は多くの分野で不明確なままで、税制改革の障害となる。
- (4) 州での財政規律の執行における中央政府の役割は、より明確に確立されるべきである。
- (5) 一般政府財政に関する報告は改善を必要とする。信頼できる詳細な一般政府会計作成での9ヵ月の遅れは、州政府がかなりの財政責任を持つインドでは、財政政策の分析にはあまりに長すぎるため、月別報告が最良の実務である。
- (6) 予算書類は、背景的情報と分析を提供すべきである。
- (7) FRBM 法で必要とされる財政政策書は、多くの必要事項を取り扱うが、中期財政政策書、財政政策戦略書とマクロ経済枠組書での主要なギャップは、暗黙の偶発負債、準財政活動 (quasi-fiscal activities, QFAs) と財政リスクに関係している^(注6)。
- (8) 支出枠組みを強化する必要がある。3年ローリング支出投影法は、現行支出枠組みの明らかな弱点を処理する。注意されるべき他の分野は、支出の分類とプログラム実績の査定である^(注7)。
- (9) その他の改善を検討すべき事項。
 - (i) 石油調整委員会 (OCC) 財政は予算書類で報告され、一般政府会計に反映されること。最も簡素なアプローチは、選別された石油製品への純補助金である OCC 残高を赤字に加えることである。
 - (ii) 中央政府へのインド準備銀行 (RBI) 融資を支配する原則は、明記される。RBI に完全な法的オートノミーを与えることが最良の解決策であ

るが、次善の解決策は、金融政策目標と一致する中央政府への RBI 金融全体の年次制限であろう。

- (iii) 主に税法とその他の規則の解釈での裁量を減らすことにより、州レベルを含む税務とその他の職員の間での腐敗の余地を取り除く継続的努力が必要である。
- (iv) 免税とその他の課税救済が果たす重要な役割を考慮して、租税支出の報告は予算書類に含められること。
- (v) 予測困難な支出をカバーするため、予算には現実的な臨時の準備があること。補正予算は標準よりもむしろ例外であること。
- (vi) 最近設立された全国統計委員会は、中央統計機関の技術的独立の問題を取り扱うこと。

以上のように IMF は、インドが適度に高い財政透明性の基準を、とくに中央政府予算の利用可能な情報において達成していると評価している。しかし、その評価は中央政府レベルであることに注意する必要がある。そして、改善の余地および必要が指摘されているのは、①政府間財政関係における課税区分の明確さ、②州政府での財政規律における中央政府の役割、③一般政府財政における会計作成の遅れ、④予算書類での情報と分析の提供、⑤支出枠組みの強化である。当報告が最初に指摘しているように、インドの特徴は州政府が重要な財政責任を負っていることであるが、上記の問題点は、全て州政府に係わっている。そして、これら諸問題の予算関係では、FRBM 法の制定による前進ないし改善が期待されている。しかし、この FRBM 法で必要とされる財政政策書などについても、暗黙の偶発債務および準財政活動と財政リスクに関する問題が指摘されている。

当報告は、全体的にはインドの財政透明性に高い評価を与えているが、指摘された諸問題は、この規定適用の中央政府レベルへの限定により、規定の役割ないし機能の限界を示す結果になっている。すなわち、インド財政での州財政の重要性を踏まえるならば、中央政府レベルで完結する分野は、極めて限られており、ほぼ全ての側面で中央と州政府が密接に関連している。そして、当報告が期待する改善手段である FRBM 法案の適用は、中央政府に限定されている。ここに、この規定の内包する弱点があり、連邦国家の多層政

府構造においては、適用範囲の州政府レベルへの拡張が不可欠な現実が示されている。

さらに、その他の事項でも、暗黙の財政赤字を抱える石油調整委員会の予算および一般政府財政での明確化、中央政府の財政赤字を支えてきた RBI へのオートノミーの付与、税務行政の腐敗をなくす税法などの解釈での裁量の削減と免税などによる租税支出の明確化、予算での予備費の設定は、重要な問題である。とくに、石油調整委員会財政と RBI のオートノミーは、財政赤字との関係からも重要な問題である、また、税務行政での腐敗防止は、税制自体の問題とともに、深刻な問題であり、これの解決も容易とは言えない。

(注1) マニュアル作成において、次の4点が考慮された。第1に、規定は任意に実施されることで、規定の理論的根拠の評価と財政透明性の必要の理解を促進するため、マニュアルは規定での原則と実務を詳細に設定することが必要である。第2に、財政透明性は適切な財政経営の1側面であり、財政透明性を他の2つの側面、すなわち財政政策の効率性と健全性との区別が必要とされることである。第3に、財政経営を改善するための制度的背景と能力制約の多様性が明白に認識されることである。また、規定が一般政府レベルに設定されていることも問題となる。さらに、マニュアルは、先進国経済により適切とされる財政透明性の最良実務の確認により規定を超えていることである。第4に、規定の適用されるいくつかの分野には、IMF やその他の組織により開発されてきた国際基準があることである。最後に、『基準と規定の遵守に関する報告 (ROSC)』の財政透明性モジュールの形態での財政透明性の評価が既に開始されたことが指摘されている。

(注2) この最良実務は、1999年の OECD の年次会議で加盟国の経験に基づく作成が求められた。この実務では、予算は、政策目的が具体的に調和され実施される単一の最も重要な政府の政策文書と定義されている。予算の透明性は、全ての関連する財政情報のタイムリーでシステマティックな方法での完全開示と定義された。そこで、これは、次のような3部から構成されている。(1)予算報告書(政府が作成すべき主要な予算報告書とその一般的內容): 予算, 事前予算報告書, 月別報告書, 中間報告書, 年度末報告書, 選挙前報告書, 長期報告書。(2)特定開示(報告書に含まれるべき特定の開示で、金融および非金融実績報告を含む): 経済予測, 租税支出, 金融債務と金融資産, 非金融資産, 被用者年金義務, 偶発債務。(3)完全性, 管理と説明責任(報告書の質と完全性の保証): 会計政策, 制度と責任, 監査, 公開および議会精査。

(注3) インドのラジャラマン (Indira Rajaraman) 論文は、東アジア金融危機がこの規定作成の動機とし、金融危機の重要な原因が情報非対称にあり、この規定がこうし

た失敗を回避可能にするとの考えが基礎にあると指摘している (Rajaraman [2001])。

(注4) 各一般原則は次のような事項数により構成されている。1-①：5, ②：3, 2-①：5, ②：2, 3-①：5, ②：4, ③：4, 4-①：3, ②：3。

(注5) 第4原則は、財政データの品質への関心の増大を反映して当初の規定から修正された。

(注6) ①暗黙の保証やその他の偶発負債は、モラルハザードに関する懸念の故に、公然とは認識されていない。②準財政活動に関して規則的な査定が行われるべきである。③財政リスクに関して、マクロ経済概観、容認されねばならない明示的および暗黙の偶発負債とその他の関連要因に対する予算および短期予測の感度が査定されるべきである。

(注7) ①経済分析には、経済的カテゴリーによる支出分類が最も有益であり、とくに経常と資本支出の明白な区分である。現在の分類はこの区分に近いが、中央と州政府の経済的カテゴリーによる支出分類は、タイムリーに作成されるべきである。現在の計画と非計画支出と、開発と非開発支出の区分は問題である。②実績監査を内部監査の必須部分とすべきである。明白な目標が全ての主要プログラムに設定されるべきである。

III インド準備銀行の財政透明性に関する報告

1 財政透明性に関する諮問グループの設置

インド準備銀行(RBI)は、1999年12月に国際金融の基準と規定に関するインドにおける発展の再調査と規定の妥当性の評価を目的とする「国際金融の基準と規定に関する常任委員会 (Standing Committee on International Financial Standards and Codes)」を設置した。この委員会は、中核分野での現行の規定と基準の調査を10の諮問グループに委嘱した。その1つである「財政透明性に関する諮問グループ (Advisory Group on Fiscal Transparency)」は、委員長 (Montek Singh Ahluwalia) を含む4名の委員と3名の常任招聘者から構成され、2001年7月に報告を提出した (RBI [2001ft])。

当報告 (以下、RBI報告) は、RBIの国際金融の基準と規定に関する常任委員会設置の背景を次のように指摘している。まず、新興市場に影響を与えた1990年代の金融危機が金融・財政制度の強化および透明性の増大を必要と

した。この透明性の強調は、情報の非対称性が金融市場の失敗の重要な原因であったとの認識を反映している。そこで、新興市場国には、財政・金融制度に適用される国際規定と基準のコンプライアンス (compliance) が期待されており、IMF は、基準と規定に関して開発途上国へのサーベイランスを開始し、報告を提出している。本論のIIで検討したインドに関するIMF報告は、当諮問グループの報告より5カ月前に公表されている。こうした経過より、RBI報告は、IMFの財政透明性の4原則を基準として、以下のようにインドの現行実務を評価している^(注1)。

2 諮問グループ報告の概要

RBI報告は、具体的検討の前に次の3点を確認している。第1に、財政透明性は、良好な財政経営の要素である財政の健全性および財政政策手段の効率性とは異なることである。財政透明性は、財政状況に関する十分な情報が観察者に基本的な財政状態の正確な評価を可能にする様式でタイムリーに提供されるかどうかの限定的問題である。第2は、IMF規定が全政府レベルに適用されるべきかどうかの問題である。IMFのマニュアルでは、まず中央政府への適用に限定すべきと認識されており、当報告では中央政府レベルに焦点が当てられる。第3に、規定は詳細なガイドラインを提示しているが、特定の制度的取決めが規定の必要条件を満たす方法で現実に機能するかどうかの問題は、特定の制度が他の国と同様に有効かどうかという困難な判断に不可避免的に依存することである。この3点をIMF規定のインド適用への限定条件として、マニュアルのガイドラインにより現行の財政実務が評価された。なお、第1の財政透明性と健全性および効率性との区分は、透明性と財政赤字削減との直接的連関に対する一般的な予測ないし期待を牽制する意味を持つと考えられる。

そこで、RBI報告の結論を先に示せば、中央政府レベルでの現行の財政実務は、いくつかの重要な分野で不十分であるが、多くの分野で財政透明性規定の最低限の必要条件を満足していると評価された。そして、州政府レベルでは、ほとんどの州で中央政府の達成基準より遅れており、条件を満たしていない。しかし、規定は国レベルのみへの適用を予測される故に、州レベル

での非コンプライアンスは規定の非コンプライアンスとはならないと指摘し、上記の限定条件による報告の結論をガードしている。

(1) 役割と責任の明晰性

この分野の規定は十分に満たされている。しかし、IMFの政府財政統計に関するインドでの制度が、他の諸国と詳細に比較可能となるよう修正されるよう勧告している。最も重要な欠陥は、銀行制度と透明的に確認されず定量されない非金融公企業による次のような準財政活動(QFAs)の普及に関係している。

- (i) RBIは、QFAsの規模を大きく減らしてきた。現在の主なQFAsは、RBIが政府証券の市場利子率への政府借入れの影響を制限するため、第1次発行段階で政府証券に直接的支援を与えることである。財政責任・予算経営(FRBM)法案は、この実務を3年間で終了することを提案しており、この提案の実施が勧告された。
- (ii) 公的金融機関(主に商業銀行)は、優先部門への直接貸出形態でかなりのQFAsに携わっている。
- (iii) 非金融公企業もかなりのQFAsに携わっている。石油備蓄会計(Oil Pool Account)が廃止されないならば、この会計での赤字は予算書類で報告されるべきである。

そして、予算経営の基礎原則の憲法かそれに近い一般予算制度法での法制化は、改善可能な分野であり、政府は、予算法の必須の要素を含めるためFRBM法案の範囲の拡大を検討するよう勧告された。また、税法は懸念される分野であり、明示的な法的権限に基づく課税原則は、厳格にコンプライアンスされているけれども、透明性に欠けている。税構造の複雑さは、不確実性と行政の裁量の余地を生じており、簡素化への努力と情報技術の利用では、とくに電子申告が緊急に必要とされた。規則と株式所有による政府の民間部門との係わりは、明白な法的権限を基礎に実行されているが、執行権の実行に関する基準は常に明白とはいえない。そこで、透明性規則に関連するOECD勧告が最良の実務指標として、現行の規則や規定がガイドラインに照らして再検討されるよう勧告された^(注2)。

(2) 情報の公共的利用可能性

この分野では、現行実務と規定との間に次のようなかなりのギャップがある。

- (i) インドの実務は、予算の提出年度と以前の年度に関する情報の公的利用可能性に関する国際基準をコンプライアンスしている。しかし、予算後2年間の財政規模の予測が示されておらず、事前計画データの欠如は主要な欠点であり、財政持続可能性の評価の障害である。2年間の収入と支出の主要な計画は実行可能であり、実施されるべきである。FRBM法案の成立にかかわらず、この提案が2002-03年度予算で実施されるよう勧告された。
- (ii) 事前年度の修正概算と決算についての追加的情報が、『予算概観 (Budget at a Glance, BAG)』で与えられるよう勧告された。
- (iii) 中央政府の偶発負債への情報は不十分である。予算書類は貸付保証の情報を与えるが、その他の偶発負債はそうでなく、完全開示を目標に偶発負債に関する現行政策の再検討が勧告された。
- (iv) 租税支出についてはいかなる情報も与えられていない。現行の主要な、および新規の全ての租税譲許による収入ロスの報告が勧告された。
- (v) この制度の主要な QFAs のリスト化が勧告された。
- (vi) 政府の金融資産に関する予算書類の情報は、公開の現金収支に限られている。公企業の政府保有株式とこれら企業への未払貸付に関する情報が利用可能とされるよう勧告された。
- (vii) 債務報告に関するガイドラインはなおギャップがあるが、実質的に満たされている。対外負債の報告は、市場為替レートを基礎に換算することが勧告された。
- (viii) 議会の予算審議時に統合状態の提示は重要である。中央と州政府の統合状態、とくに資本支出、財政赤字、本源的赤字、経常赤字での基礎的財政収支での十分な検討が、『経済白書 (Economic Survey)』に組み入れられるよう勧告された。

(3) 公開の予算準備、執行と報告

この分野では、次のような是正を必要とする欠陥がある。

- (i) 予算書類は、年次予算が政府の長期的赤字と債務目標にどのように適

合するの十分な指標を示していないため、財政的持続可能性を評価する基礎が与えられていない。そこで、FRBM 法案は、政府に中期財政政策書の議会への提出を求めている。

- (ii) 予算の基礎となるマクロ経済的仮定が、十分には説明されていない。FRBM 法案は、予算時に提出されるマクロ経済枠組書により、これを取り扱っている。
- (iii) 予算の財政リスクのいかなる定量化もない。基礎的マクロ経済計画に本来的な不確実性とその他の確認可能な不確実性に基づく評価の提示が勧告された。
- (iv) 全体的な公共部門収支のいかなる情報も与えられていない。この情報の開示が勧告された。
- (v) 議会への半期報告の制度がない。FRBM 法案は、総予算結果について議会への四半期報告の制度を提案している。

(4) 完全性の保証

この分野では、実質的にコンプライアンスされているが、次のような欠陥がある。

- (i) 年次予算での支出と収入の予測では、望ましい質が実現されていない。
- (ii) 専門家が財政予測とマクロ経済予測を評価するために招聘されるべきとの提案は、コンプライアンスされていない。

中央政府での現行の財政実務は、規定の最低必要条件をほぼ満たしており、確認されたギャップは相対的に短期に埋められうる。そして、規定のコンプライアンスに必要な是正・改善策が勧告されたが、FRBM 法案は、多くの重要なイニシアティブを含んでいる。

(5) 州レベルでの透明性問題

州レベルでの財政実務は、中央政府レベルでの達成基準よりかなり遅れているし、規定と比較して多くのギャップがある。州レベルでの非コンプライアンスは、規定の非コンプライアンスとならないが、州レベルの財政活動の規模はかなり大きい故に、実質的観点から財政透明性の州レベルへの拡張は明らかに重要である。そこで、グジャラートなど4州と RBI、計画委員会と大蔵省の代表者から構成される「州政府の任意開示基準 (Voluntary Disclo-

sure Norms for State Governments)」に関する中核グループが、2000年1月に設置された^(注3)。このグループの目標は、州政府予算での透明性実務の研究と改善のための勧告であり、このグループは、中央政府の予算概観(BAG)にそった全州の共通形式を提案した上で、以下のように勧告している。

① BAG を既に公表し始めた州は、時系列の情報を普及する。②その他の州は、BAG と時系列データの公表を開始する。③中期的には、州は計画委員会の提案形式で予算概要を公表する。④州大蔵事務次官フォーラムは、行動プログラム作成のため2年後に進展を評価する。⑤州政府は、ウェブサイトの発展とそこでの公表を開始する。

こうした州レベルの対応を踏まえて、次のように整理されている。州レベルでの十分な財政透明性の欠如のため、財政政策への一貫したアプローチを発展させることは困難である。しかし、上記の大蔵事務次官フォーラムが財政透明性に関する諮問グループ報告を再検討し、全州政府が3年以内に達成すべき透明性の最低基準を決定すること、とくに、州政府が偶発負債、主要な租税支出と QFAs の報告の内容を増大するよう勧告された。

3 IMF インド報告と RBI 報告

RBI の諮問グループ報告は、計画委員会のメンバーで、以前に大蔵省事務次官（経済問題担当）として財政政策と財務行政に直接係わる立場にあった M.S. アールワリアを委員長とするなどの委員構成から、中央財政当局の内部ないし自己評価と見なすことができる^(注4)。そこで、財政実務の外部評価である IMF 報告と同一基準による内部評価である RBI 報告との相違点は、以下のように整理できる。

(1) 役割と責任の明晰性

両報告は、インドの実務がこの規定に関する必要条件を満たしているという点で基本的な評価は一致している。そして、IMF 報告は、より高い基準の達成を FRBM 法案に期待し、また、政府間財政関係での簡素化と明晰化の必要を指摘している。これに対して、RBI 報告は、IMF 報告が検討対象から除外した公的金融機関と非金融公企業に関して、RBI を含む公的金融機関と非金融公企業の QFAs の改善の必要を強調し、その手段として FRBM 法案へ

予算法の要素を包含する適用範囲の拡張を勧告している。さらに、政府が株式を保有する民間部門との関係についても、OECDの予算透明性に関する勧告による再検討を勧告している。両報告は、全般的な評価で一致しているが、FRBM法案への期待ないし評価とQFAsの重要性に関する認識に関する相違は、RBI報告がIMF報告よりも厳しく、かつ現実的なことを示している。

(2) 情報の公共的利用可能性

この規定に関して、両報告は、実務との間にかなりギャップがあるという点で一致している。IMF報告は、一般政府財政レベルと予算書類での改善を求めている。RBI報告は、予算書類による情報提供に関してFRBM法案を前提に、2002-03年度予算での実施を求める具体的な改善事項を詳細に勧告している。この相違は、RBI報告の財政当局として制度の実態に通じた内部評価としての性格を示している。

(3) 公開の予算準備、執行と報告

この分野は、前記の(2)と密接に関連しているが、両報告とも、改善が必要との認識に基づき、FRBM法案との関連から検討している点で一致している。IMF報告は、法案での財政政策書での実務と規定とのギャップを暗黙の偶発負債、QFAsと財政リスクの諸点から問題とし、また、支出枠組みの強化を強調している。RBI報告は、法案による改善に期待しながら、財政リスクと公共部門収支に関する情報の提示を求めている。両報告での法案自体の評価での相違は、RBI報告の高い期待と対照的に、IMF報告の指摘する同法案の不十分さを示している。

(4) 完全性の保証

この分野では、IMF報告は、その他の事項で扱っているのみであり、RBI報告は、実質的にコンプライアンスされているとの評価の上で、収入および支出の予測の質の改善などを指摘しているが、両報告に大きな相違はない。

(5) 州政府レベルの透明性問題

州政府の財政透明性に関して、IMF報告は、規定の適用外とする認識を基礎に、州政府に係わる問題を個別に指摘するにとどめているが、RBI報告は、適用外とする点で同一認識を示した上で、州政府問題を別にまとめて勧告している。

RBI 報告は、州政府レベルの財政実務が中央政府レベルでの達成基準よりかなり遅れており、規定との間に多くのギャップあることと、州政府レベルの財政活動の規模がかなり大きいことを理由に、財政透明性の州レベルへの拡張の必要性を強調している。これは、中央財政当局として看過できない州政府レベルでの問題の重要性と緊急性への認識を反映している。ただし、項目別に具体的改善を勧告するのではなく、既に設置されている「州政府の任意開示基準」に関する中核グループが勧告する中央政府および計画委員会の財政透明性に関する実務への形式統一と州大蔵事務次官フォーラムによる今後の取組み方法を勧告しているのみである。

以上のような IMF と RBI の両報告の相違は、外部評価と内部評価の特徴を示すものである。同時に、財政透明性の 4 原則の内、(1)役割と責任の明晰性と(4)完全性の保証では、規定がかなりコンプライアンスされているが、(2)情報の公共的利用可能性と(3)公開の予算準備、執行と報告では、改善すべき欠陥が大きいことで、両報告の評価は一致している。また、具体的な問題では、中央政府レベルでの公的金融機関と非金融公企業などの QFAs と州政府レベルでの中央政府レベル以下の実務基準が主要な問題であることで一致している。この 2 つの問題は、IMF 報告がインド財政制度の特徴として指摘したことであり、RBI 報告も同様の認識であった。そして、こうした問題の改善策として、両報告は、期待ないし評価は必ずしも一致していないが、FRBM 法案に重要な位置づけを与えている。これは、財政透明性と財政赤字削減とを区別しながらも、財政赤字削減を目的とする FRBM 法案がインドでの財政透明性の実務に関する重要な課題ないし争点であることを示している。そこで、次にこの法案を検討する。

(注 1) 常任委員会は、委員長の RBI 副総裁レディ (Y.V. Reddy) と委員長代理を含めて 5 名から構成された。諮問グループの分野は、財政透明性、支払いと決算制度、会計と監査、破産法、通貨・金融政策での透明性、法人ガバナンス、証券市場規則、保険規則、銀行監督、データ普及である (RBI [2002sc])。この 10 の諮問グループの報告は、2001 年 7 月までに提出されている。また、「マネーロンダリングに関する金融行動タスクフォース」の勧告に関連する「市場完全性」の分野については、RBI 内部に技術グループが設置され、その後 2001 年 5 月に報告を提出している (<http://www.rbi>).

org.in)。

また、レディは、RBIでの常任委員会と財政透明性に関する諮問委員会の設置の経過を説明し、財政赤字削減に係わる財政責任の問題を財政と金融との連関の視点から検討している (Reddy [2001])。

(注2) 『OECD 予算透明性のための最良実務』(OECD [2001])。

(注3) 4州は、グジャラート、ケーララ、メガラヤと西ベンガルである。

(注4) グループのメンバー構成は、次のとおりである。委員長：Montek Singh Ahluwaria (Member, Planning Commission, Formerly Secretary, Ministry of Finance)。委員：Parthasarathy Shome (RBI Chair Professor, ICRIER), J.L. Bajaj (Chairman, UP Electricity Regulatory Commission), A.C. Tiwari (Former Dy. Comptroller and Auditor General of India)。常任招聘者：C.S. Rao (Additional Secretary, Ministry of Food and Consumer Affairs), D. Swarup (Joint Secretary (Budget), Ministry of Finance), S.C. Pandey (Director (Budget), Ministry of Finance)。招集者：N.J. Kurian (Adviser, Planning Commission), Abha Prasad (Director, Reserve Bank of India)。

IV 『財政責任法制定委員会報告』と財政責任・予算経営法案

1 BJP 連立政権の財政赤字削減策

1998年3月に成立したBJP連立政権は、2年目の1999-2000年度予算から財政赤字削減に本格的に取り組み始めた。以下では、1999-2000年度から2002-03年度までの予算政策における財政赤字削減策(税制改正を除く)を年度別に整理・検討する。なお、財政政策を示す表2の中央政府予算総括表は、純計ベースであり、表4-1～4-3の中央政府財政収支表は、総計ベースである。

(1) 1999-2000年度予算

(a) 経済概観と政策目標

1998-99年度の経済成長は、良くない経済環境にもかかわらず、前年度の5.0%から5.8%へ加速したが(表1の示すように、修正された成長率は、1997-98年度は4.8%、1998-99年度は6.5%)、中央と州の財政および経常赤字はきわめて高く、経済に悪影響を及ぼしていることが問題の1つと認識された(表2のように1999-2000年度予算概算での経常赤字が3.0%、財政赤字が

4.4%であった)。こうした認識に基づき、進化する世界体制でインド経済を十分に競争可能とするため、第2世代改革の時期が来たと表明された。そこで、戦略目標の1つに、経常・財政赤字削減の中期計画の開始が掲げられ、第9次5ヵ年計画の方針にそって生産的投資と成長のためより多くの財源を確保し、インフレを抑制するとされた (GOI [1999bs, 1999gab])。

(b) 施策

- (i) 支出管理：非開発支出の高率な増加の改善策として、政府のダウンサイジング開始により、中央政府行政部局の整理統合が行われ、4つの次官ポストが廃止された。また、政府の役割と行政構造の簡素化をシステムティックな方法で進めるため、支出改革委員会が設置される。次年度予算の編成では、ゼロ・ベース予算制度が開始されている。
- (ii) 公共部門・負の投資・民営化：公企業部門に関する戦略は、漸進的な負の投資化、すなわち政府保有株式の戦略的売却による戦略単位の強化と非戦略単位の民営化、弱い単位の存続可能な社会復帰戦略の工夫である。負の投資委員会は、43の公企業に関する勧告を含む4つの報告を提出し、現在はこの勧告の実施段階である。また、任意退職制度の実施による予算の負担を減らすため、公企業はこの制度を選択する労働者への債券発行を奨励された。
- (iii) 会計制度の変更：少額貯蓄収集額に対する州・連邦直轄地 (UTs) への貸付制度が変更された。これは、少額貯蓄制度の透明性と存続可能性を目的に、少額貯蓄の中央政府の財政赤字問題からの切断に関する1998年12月の州間協議会の提案によるもので、公共会計に新たに全国少額貯蓄基金 (National Small Savings Fund) が創設された。

(2) 2000-01年度予算

(a) 経済概観と政策目標

工業が広い基礎で回復しており、1999-2000年度の経済成長率はほぼ6%になるとの認識から、10年以内の貧困追放を目的に、インドを年7%~8%の持続的で公平な雇用創出的成長軌道に乗せることが目標とされた (表1のように1999-2000年度の修正された成長率は6.1%)。そして、この予算は、第2世代経済改革プログラムの実施過程に位置づけられた。成長戦略の1つに、

財政規律の信頼可能な枠組みの確立が加えられた (GOI [2000bs, 2000gab])。

(b) 施策

- (i) 財政運営：弱体化している財政状況による課題を正面から克服しなければならないとし、主に政府のダウンサイジングを目標に、極めて硬直的な支出構造を改革する次のような具体的施策が提示された。①進行中の全ての計画は、厳密なゼロ・ベース予算の精査を受けねばならない。なお、この施策は、既に8省で完了され、69計画が中止されるか統合された。②政府の省の必要人員は、ポスト創設基準の再検討により再査定される。③省と機関の新規採用は、必要最小限に制限される。④余剰職員の配転計画は、より効果的とされ、再訓練の便宜を与える。任意退職制度が余剰職員に導入される。⑤全ての補助金は、実行可能ならば、費用に基づく利用者課徴金を導入するため再検討される。⑥内閣の承認なしに、いかなる新規の自治機関も創設されない。また、自治機関の内部財源の最大化が奨励される。⑦利子率構造の整理のため、一般プルードント基金 (General Prudent Funds) の利子率が2000年4月1日から11%へ1%引き下げられる。⑧経常支出の資金調達を目的とする過度の国内借入れが債務利子支払いを持続不可能なレベルに接近させており、経常支出削減のため、負の投資収入の一部が政府債務償還に充てられる。

そして、財政赤字の中・長期的管理のため、財政責任法 (Fiscal Responsibility Act) による強力な制度的メカニズムが必要とされた。また、中央政府と同様に、過去数年間に急速に悪化してきた州政府の財政赤字に対して、財政改革の緊急性が強調された。

- (ii) 負の投資・民営化・公共部門再構築：公共部門政策の基本方針は、潜在的に存続可能な公企業 (PSU) の再構築と復興、復興不能な PSU の閉鎖、非戦略的 PSU の政府保有株式の26%以下への引下げ、労働者の利益の十分な保護である。そして、負の投資と民営化への全体的な政策アプローチを確立し、確認された PSU 売却プログラムを促進するため負の投資局が設置された。この負の投資と民営化による収入は、社会部門の支出と PSU の再構築と公債償還に利用される。
- (iii) その他の関連施策：補助金は貧困者に目標化する必要があり、目標化

された公共配給制度により貧困線の家族への食料穀物の配分を倍増する。また、肥料補助金の保留価格制度の合理化が次年度に実施される。

(3) 2001-02年度予算

(a) 経済概観と政策目標

インド経済は、過去数年の実績を持つ成長と弾力性を示し、2000-01年度経済成長は約6%と予測されている(表1のように修正された成長率は4.0%に低下した)。しかし、過去10年間の経済改革では、不十分な財政調整とインフラおよび社会部門への公共投資が最も手におえない重大問題と認識された。次の10年間を高成長段階とする緊急な改革の深化には、財政調整への努力の集中が必要とされ、次の成長戦略目標が掲げられた。①非生産的支出の厳重な管理、補助金の合理化と政府支出の質的改善。②民営化過程の加速と公企業の再構築。③課税ベース拡大と公正で公平な課税体制での行政による収入増加 (GOI [2001bs, 2001gab])。

(b) 施策

(i) 財政整理：最も深刻な経済問題は、中央と州の両政府の財政健全性の悪化であり、支出改革委員会が昨年度任命され、財政責任・予算経営 (FRBM) 法案が提出されたし、多くのイニシアティブが取られた。近年では初めて予算概算での財政赤字目標が達成され、2000-01年度修正概算で5.1%となり、経常赤字目標3.6%も達成されたとして (表2を参照)、次の施策が提示された。

①支出管理では、支出構成の構造的変更のため、非計画経常支出を節約するイニシアティブが提案された。支出改革委員会が6つの省と局のダウンサイジングを勧告したが、2001年7月末までに実施される。また、政府支出の質的改善のため中央と州の全制度をゼロ・ベース予算で行うことが決定された。そして、地方分権化計画が最も重要である。②年金改革では、年金債務が持続不可能な比率に達しており、現行制度を再検討する専門家グループの設置が提案された。③利率の下落が、契約的貯蓄分野、年金基金と少額貯蓄制度の管理利率の硬直性により抑制されており、高利率は中央と州に持続不可能な負担を負わせているため、利率決定に関する専門家委員会の設置が提案された。④州財政改革の

ため、第11次財政委員会の勧告によるモニター可能な財政改革を州に奨励するためのインセンティブ基金が今後5年間充当される。

- (ii) 公企業財構築と民営化：SAIL (Steel Authority of India Ltd.) や HMT を含むいくつかの公企業の金融的および事業上の再構築計画が承認され、8つの存続不能な公企業の閉鎖が決定された。民営化過程を加速するため負の投資局が設置され、政府の収益を最大化するため、株式の小口売却から戦略的投資家への大口の戦略的売却へアプローチが転換された。そして、VSNL (Videsh Sanchar Nigam Ltd.), Air India や Maruti Udyog を含む27の公企業の民営化が承認された。
- (iii) その他の関連施策：インフラ関係では、適切な利用者課徴金の賦課と道路開発プログラムの資金調達のため石油とディーゼルにセスが賦課される。構造改革では、石油部門の管理価格メカニズムの解体が2002年3月に公示される。肥料の尿素の完全な統制解除の段階的プログラムに関する支出改革委員会の勧告が2006年4月までに実施すると決定された。砂糖の完全な統制解除のため、次年度内に先物／先払い取引きの導入が決定された。薬品の管理価格の範囲が実質的に削減される。

(4) 2002-03年度予算

(a) 経済概観と政策目標

インド経済は、不利な環境にもかかわらず相対的に良好な実績で、表1のように2001-02年度の経済成長は5.4%と予測され、工業の減速により高成長が抑制されているが、経済の基礎的ファンダメンタルスは強力と認識されている。そこで、昨年度から開始された第2世代経済改革の包括的アジェンダの全レベルでの政策の統合と実施、州レベルでの改革戦略の推進が目的とされ、次の予算戦略が示された。①インフラへの公的および民間投資の増大。②貧困層への社会保障。③中央と州の両レベルでの税制改革の統合と財政調整の継続 (GOI [2002bs, 2002gab])。

(b) 施策

財政整理に関して、次の施策が提示された

- (i) FRBM 法案が2000年12月に提案されたが、議会の財政常任委員会が勧告を出して、法案は審議中である。そして、表2のように2001-02年度

の財政赤字は予算概算の4.7%に対して5.7%と予測されているが、工業の減速と継続的な公共投資のため支出での最大の増加は補助金である。

- (ii) 支出管理：支出改革委員会は、職員86万5千人の36省庁をカバーする10報告を提出し、支出増加の直接的抑制の有益な枠組みを提供した。2002年3月までに2万2200人の余剰人員のうち1万2200人のポストが廃止される。今後4年間の新規募集数が総事務職員の1%へ制限される。
- (iii) 少額貯蓄と利子率：管理利子率の合理化に関する専門委員会の報告による方策が実施される。
- (iv) 年金改革：現行年金制度は政府に無制限の負担を負わせており、年金に関する専門家グループの提案したハイブリッド制度が、2002年6月1日までに実施される。
- (v) 民営化：7つの公企業、インドホテル公社とインド観光開発公社の資産の戦略的売却が完了した。株式の小口売却から戦略的投資家への大口売却へのアプローチ変更は、価格収益比率を改善した。
- (vi) 国防：国防の準備と近代化の向上は国家の最優先分野であり、必要ならば、より大きな資金供給に躊躇しない。
- (vii) 州財政改革：12州が中央政府と協議して中期財政改革プログラムを作成し、財政改革インセンティブ基金による援助を受けた。

(5) 財政赤字削減策の特徴

BJP 連立政権の財政赤字削減策の枠組みは、経常・財政赤字削減の中期財政計画である。その支出側は、経常・財政赤字の GDP 比率の削減目標を設定する FRBM 法案と政府のダウンサイジングを目指す支出改革委員会の勧告による支出構造改革が中核である。収入側は、公企業の負の投資化と民営化の推進が中心である。そして、中央政府のイニシアティブによる州政府財政改革の強調を特徴として指摘できる。

以上のように BJP 連立政権の財政赤字削減への取組みの中核は、政府のダウンサイジングを目指す支出構造改革と財政・経常赤字の削減を目指す FRBM 法の制定とから構成されている。そこで、以下では、支出構造改革の経過を概観した後、前記の IMF 報告と RBI 報告において重要な課題に位置づけられた財政赤字削減の数値目標を設定する FRBM 法案の策定過程を中

心に検討する^(注1)。

2 支出構造改革

(1) 支出改革委員会の設置

支出改革委員会の設置理由は、非開発支出の高い増加率が問題の決定的な源と考えられたことである。委員会の目的は、最も有効で持続的な解決策が政府のダウンサイジングの開始であり、政府の役割と行政構造を削減するシステムティックな方法でのダウンサイジング過程の実行とされた (GOI [2000goi])。そこで、支出改革委員会は、2000年2月28日付の大蔵省支出局の決議により設置され、委員長の前大蔵事務次官ギータクリシャナン (K.P. Geethakrishanan) を含む5名の委員が任命された。委員会への委嘱事項は、次のような内容であった。

①政府の役割の進化、異なる中央政府の省、局および付属組織の機能と州政府の役割における収束と重複の回避を促進する必要性を考慮して、中央政府の機能、活動と行政構造を削減するためのロードマップを提案すること。②全ての明示的および暗黙の補助金の枠組みを再検討し、その継続の経済理論的根拠を検討し、補助金を透明にする勧告をし、最少費用で目標の人口への影響を最大化する方策を提案すること。③政府法人と商業法人の利用者課徴金の決定枠組みを再検討して、利用者課徴金による費用回収の効果的戦略を提案すること。④中央政府の省、付属組織と機関の職員配置の適正さを再検討して、異なるサービスの職員と幹部を合理化する方策を提案すること。これに関連して、政府活動の新分野への追加的人員の再配置による対応を保証するため余剰職員の再配置と再訓練の現行取決めを再検討すること。⑤政府の資金供給する自治的機関の設立手続きと資金供給パターンを再検討して、改善を実行し、活動への予算支援を削減する方策を提案すること。⑥政府の支出経営に関係するその他の関連問題を検討して、適切な勧告をすること。

(2) 支出改革委員会の報告

支出改革委員会は、2000年7月に第1次の食料補助金に関する報告を提出した後、次のように2001年9月までに10次におよぶ報告を提出した。

①『食料補助金に関する支出改革委員会報告』, 2000年7月10日。

- ②『第2次報告』(肥料補助金), 2000年9月20日。
- ③『第3次報告』(大蔵省経済局の再構築), 2000年12月23日。
- ④『第4次報告』(小規模工業省, 重工業局と公企業局), 2000年9月20日。
- ⑤『第5次報告』(郵便局, 供給局と自治的機関), 2001年3月7日。
- ⑥『第6次報告』(鉄鋼省, 石油・天然ガス省, 化学・石油化学局, 肥料局), 2001年6月20日。
- ⑦『第7次報告』(鉱業省, 消費者・食料・公共配給省, 全国生産性協議会, 関税委員会, インド品質協議会), 2001年7月16日。
- ⑧『第8次報告』(農業・組合局, 農村開発局, 外務省), 2001年9月18日。
- ⑨『第9次報告』(道路輸送・高速道路省, 海運省, 人的資源開発省, 若年・スポーツ省, 環境・森林省, 文化局, 商業局), 2001年9月18日。
- ⑩『第10次報告』(都市開発・貧困軽減省, 人事・公的不満・年金省, 部族問題省, 民間航空省, 観光局, 工業政策・振興局, 支出局), 2001年9月25日。

(3) 支出構造改革の経過

1999-2000年度予算では、支出改革委員会の設置と同時に予算編成過程の改革としてゼロ・ベース予算制度の導入が、2000-01年度予算では、ゼロ・ベース予算の実施と余剰職員の削減が発表された。そして、補助金に関して利用者課徴金の導入の再検討と利子率構造の整理のための利子率の引下げ、経常支出削減のため負の投資収入の一部を政府債務償還に充てることも提示された。2001-02年度予算では、さらに、年金改革、管理利子率の硬直性を改善するための専門委員会の設置、州財政改革に関して第11次財政委員会勧告によるインセンティブ基金への資金充当が発表された。そして、支出改革委員会報告により実行された内容は、2002-03年度予算大蔵大臣演説で、次のように整理されている (GOI [2002bs])。

①支出改革委員会の勧告は、支出増加の直接的抑制の有益な枠組みを提供した。10報告は、36の省庁の認可職員86万5千人をカバーしており、その確認された余剰人員のうち約1万2200のポストが2002年3月までに廃止される予定である。②新規職員募集数を総事務職員の1%に制限する決定は、今後

4年間継続して実施される。③職員削減の努力を助けるため任意退職制度が利用可能とされる。④各分野別には、肥料補助金を抑制するため、生産システムの非効率を抑制する努力が行われているが、支出改革委員会は、価格の毎年7%の引上げと、今後5年間での管理解除への移行を勧告しており、尿素などの出荷価格が約5%引き上げられ、補助金がトン当たり50パイサ削減された。⑤砂糖への賦課は2002年3月1日より15%から10%へ引き下げられた。

そして、各年度予算の非計画支出で前年度修正概算より増加した主要経費は、以下のように利子支払い、補助金、国防と州への補助金であり、表4-1の中央政府財政収支表により確認できる。しかし、利子支払い、補助金と州への補助金に関しては、上記の削減策の主要な対象になっているが、国防は、国家の最優先事項として、必要ならば増額も躊躇しない例外的取扱いが強調されている。これは印・パ関係の緊張という安全保障上の要因によるのものであることに注意する必要がある。

- ①1999-2000年度：利子支払い、国防と州への補助金。
- ②2000-01年度：国防、利子支払いと州への補助金。
- ③2001-02年度：利子支払い、国防と州への補助金。
- ④2002-03年度：利子支払い、補助金、国防と州への補助金。

政府のダウンサイジングを目標とする支出構造改革の手段は、余剰職員の削減および省・局の整理統合とゼロ・ベース予算を中心に、補助金費用に基づく利用者課徴金の賦課、硬直的な管理利子率構造の弾力化から、年金改革と州財政改革へと拡張している。しかし、政府のダウンサイジングとFRBM法案の赤字削減目標を結合して、実行可能性を保証する包括的で重点化された行財政改革の全体像と再構築により目指される政府部門のビジョンが明確でない。また、予算改革で強調されるゼロ・ベース予算の導入も同様の問題を内包しており、予算編成での計画と非計画の支出区分を含めて、財政・経常赤字の要因の実証的な分析がなお不十分と指摘できる。

3 『財政責任法制定委員会報告』の概要

(1) 財政責任法制定委員会の設置

財政責任法制定委員会 (Committee on Fiscal Responsibility Legislation) は、委員長の大蔵省経済問題担当次官のサルマ (E.A.S. Sarma) を含む10名を委員に2000年1月17日に設置された。その目的は、財政制度の諸側面を調査し、財政責任に関する法案を勧告することである。報告は、2000年7月4日に提出された (GOI [2000cfr])。

(2) 報告の概要

委員会は、憲法の第283条に補足される第292条により債務と赤字へ規範的制限を課す財政責任・予算経営 (FRBM) 法が必要とされる現状認識と同法的方法的に適切な理由を次のように説明している^(注2)。

(a) 財政赤字の現状

10年以上の財政状況の弱さは、マクロ経済的に持続可能でなく、財政ブルーデンスを最優先事項とする必要がある。財政赤字への高い関心の源は、国際収支、政府支出の増加および有効性であり、適切な法律と制度的支援による規則に基づく財政政策は、利用可能な唯一の選択肢である。財政的非ブルーデンスは、財政経営における重大な世代間問題を生じる他に、重要な投資プログラムへの政府の投資能力を削減する。インドでは、透明性、持続可能性、信用性、説明責任の目的達成を強調する中期的枠組みに財政政策を位置づける直接的必要があると認識された。

憲法第292条による中央政府の借入権限の限度を決定する法律は、過去50年間に制定されなかった。財政的持続可能性、マクロ経済的脆弱性と経済成長への影響を伴う財政状態の広範な悪化は、中央政府の借入れ、債務と赤字に法定限度を課す緊急の必要に関する合意を形成したと指摘された。

(b) FRBM 法の内容と必要性

FRBM 法は、債務と赤字の上限のみでなく、財政ブルーデンスのコンプライアンスを可能とする十分な執行メカニズムと制度的過程を準備すべきである。そして、財政透明性が重要であり、借入れ、債務と赤字の制限と、財政透明性の改善および中期財政政策枠組みとが結合される。

赤字バイアスへの政治的誘因を考えれば、財政政策規則は財政整理におい

て有益な役割を果たしうる。インドで FRBM 法制定を適切とする理由は2つある。① FRBM 法は、財政赤字の削減、公的債務増加の抑制、中期的な GDP 比率での債務の安定化に必要な政策担当者と一般的公衆の注意を維持する法的、制度的枠組みを与える。②この制定は、危機による安定化政策ではないが、マクロ経済均衡の維持と、財政不均衡を生じる危機の再発を回避する解決策と見なされる^(注3)。

(c) FRBM 法の特徴

財政責任の原則は、赤字、借入れと債務に関して定義される。赤字の原則では、経常赤字と財政赤字が目標とされた。借入れの原則では、RBI からの一定タイプの借入れ禁止が提案された。債務の原則では、債務蓄積への限度の規定が提案された。FRBM 法の執行は、予算承認（事前）と予算実行（事後）の両段階のコンプライアンスについてである。

FRBM 法の重要な特徴は、もし別の法律により取り替えられるか停止されないならば、後継政府による優先事項の転換にもかかわらず、持続的基礎での適用が意図されていることで、将来の政府を拘束する広範な政治的合意が必須である。この法では、制約される財政指標、制度の適用範囲、多義的で有効でない執行を避けるための特別免責条項と方法に関して十分に定義されるべきである。別の重要な特徴は財政運営での透明性であり、国際的な財政透明性に関する適切な実務に関する4つの一般原則がある^(注4)。

(d) 財政政策指標

財政責任の指標は、赤字、借入れと債務の関連である。2タイプの赤字を区別し、資本資産構築のための過度の赤字を抑制しながら、経常支出を資金調達するための赤字の完全除去を規定している。赤字指標として、経常赤字と財政赤字が勧告された。法案は、政府の本源的証券発行への RBI 参加を禁止するが、金融オペレーションにおける RBI の伸縮性を認めるため貨幣化赤字にはいかなる制限も課していない。

規範的上限または期間枠組みなしでは信頼性を欠くため、法律制定後の会計年度から5年間での経常赤字除去と財政赤字の GDP 比率3%への5年以内の漸進的削減が勧告された。また、財政改善の質が同様に重要とされ、税収の浮揚性の改善が財政整理プログラムの一部を構成し、経常赤字の漸進的

削減は包括的財政アジェンダに含まれた。

(e) 法的基礎

FRBM 法は、憲法第292条と第283条により制定され、中央政府財政のみに適用される。州政府による近い将来の類似法の制定が求められた。

(f) 債務管理

債務指標として債務 GDP 比率が勧告された。RBI の債務管理機能の免除、貨幣化レベルの独立決定権限の RBI への付与と厳格なプルーフ基準による政府への RBI 信用は、財政責任の一部である。通貨政策の効果的運営への財政的障害の除去のため、政府への中央銀行信用の制限が規定された。政府と RBI との合意により、財源前貸額と年度内貸越の期間の規定が勧告され、為替レート保証に関する準財政活動は合意により規制される。3年の移行期間後に現金収入と支出との一時的ミスマッチに対応するため同年度内に返済される財源前貸しを除き、政府は RBI から直接借入れすべきでないとの勧告された。

(g) 会計改革

準財政操作の管理と優良な財政透明性を保証するため財政報告の改善が勧告された。連邦予算はより大きな開示に漸進的に移行すべきで、効果的な財政管理には発生会計制度への転換が求められた。

(h) コンプライアンスと執行メカニズム

年度内のモニタリングと改善行動なしには FRBM 法は実行不可能であり、量的に大きな変動と逸脱には、政府声明が出されるべきである。予算書類の変更と年度内報告書類の導入について検討が必要であり、財政経営検討委員会 (Fiscal Management Review Committee) の設置は、透明性の増大とは別に良好な事後点検と実行を高めると指摘された。

4 財政責任・予算経営法案

(1) 法案の要点

(a) 中央政府は、年次予算とともに次のような中期財政政策書と財政政策戦略書とマクロ経済枠組書を議会両院へ提出すること。

(i) 中期財政政策書：3年間のローリング目標、経常収入と支出との差額

および生産的資産のための市場借入れを含む資本収入の利用に関する持続可能性の評価。

- (ii) 財政政策戦略書：①課税，支出，市場借入れとその他債務，貸出しと投資，管理財とサービスの価格，その他活動の保証と説明に関する事後年度での中央政府の政策。②財政分野における事後会計年度での中央政府の戦略的優先事項。③課税，補助金，支出，管理価格付けと借入れに関する主要な逸脱に対する重要な財政方策と理論的根拠。④中央政府の現行政策の財政経営原則と中期財政政策書での設定目的に関する評価。

(b) 財政経営原則

- (i) 経常赤字を2001年4月1日から始まる各会計年度末にGDPの1.5%以上に相当する金額を減らし，2006年3月31日に終了する5会計年度内にゼロにする。

- (ii) 財政赤字を2001年4月1日から始まる各会計年度末にGDPの1.5%以上に相当する金額を減らし，2006年3月31日に終了する5会計年度内にGDPの2%に減らす。

- (iii) 会計年度にGDPの1.5%を超える金額への保証を与えない。

- (iv) 2011年3月31日に終了する10会計年度内に，総債務（現行為替レートでの外国債務を含む）がGDPの50%を超えない。

(c) インド準備銀行からの借入れ

- (i) 中央政府は，RBIから現金収入を超える現金支出の一時的超過に対応するため前貸しにより借り入れられる。

- (ii) RBIは，2001年4月1日から始まる会計年度とその後2会計年度に中央政府証券の本源的発行に応募でき，第二次市場で中央政府証券を売買してよい。

(d) 財政透明性の方策

中央政府は，公的利益のため財政運営での大きな透明性を保証し，年次予算編成における秘密を実行可能な限り最小化する適切な方策を取ること。

(e) コンプライアンスの実施方策

- (i) 大蔵大臣は，予算での収入と支出の傾向を四半期毎に再検討し，この結果を両院に提出すること。

- (ii) 会計年度内の収入不足か支出の事前明記レベルからの超過の場合、中央政府は、インド統合資金から支払われ充当される授權金額を比例的に削減すること。

(2) 法案の審議

この法案は、2000年12月に議会に提出され、現在（2003年1月）も継続審議中である。審議に2年以上の期間を要しているのは、議会の財政常任委員会が、経常・財政赤字削減の数値限度による拘束に反対して、規定の緩和を要求し、年度中の経費削減に関する議会の事前承認を勧告しており、議会と政府・大蔵省との間で折衝が続いているためである（ET [24-11-2001, 9-4-2002], FE [28-9-2002]）。また、法案の内容とは別に審議の遅れている要因は、2001年6月の印・パ間の軍事的緊張など安全保障問題の発生と政府が電力改革や労働法改正などの法案審議を優先しているためと考えられる。しかし、政府と議会との対立点は、法案の主目的である経常・財政赤字の削減目標の法的規制であり、赤字削減の最後の手段としての制限規制の緩和は法案の空洞化を意味する。

(注1) 公企業の負の投資化と民営化に関して、1999-2000年度予算では、負の投資委員会の勧告の実施段階とされ、2000-01年度予算では、負の投資局の設置と負の投資化アプローチが株式の小口売却から戦略的投資家への大口売却へ転換された。2001-02年度予算では、主要な公企業の再構築と民営化の実施が発表された。この分野では、従来の停滞状態からの脱却が始まっている。また、その他の注目される関連施策では、1999-2000年度予算において、表4-2と表4-3の相違から明らかなように、少額貯蓄の州・UTsへの貸付制度に関する会計制度が変更され、公共会計に全国少額貯蓄基金が創設された。この基金が中央と州・UTsの債券を購入することで、中央政府の財政赤字から少額貯蓄が除かれることになったが、この変更は、経常赤字には影響しないことに注意する必要がある。そして、構造改革として、2001-02年度予算での石油部門の管理価格メカニズムの解体が注目される施策である。

(注2) 財政責任法定委員会報告では、財政責任・予算法をFRAと略記しているが、本論では、全体的統一のため財政責任・予算経営法案をFRBM法案と略記する。

(注3) 法案に添付の『目的および理由書』において、法案の目的は次のように説明されている。

この法は、財政運営と中期的枠組みでの財政政策の実施とそれに関連するか付随す

る問題に関する大きな透明性を保証する中央政府の責任を規定するため制定される。その目的は、財政運営と長期的なマクロ経済安定性での世代間の公平を次のことにより達成することである。それは、十分な経常剰余の達成および財政赤字除去と、財政的持続可能性に一致する金融政策とプラudentな債務の効果的管理における財政的障害の除去により、中央政府の借入れ、債務と赤字を制限することである。

そして、法案の重要な特徴として、次の諸点が指摘されている。①年次予算とともに、中央政府による中期財政政策書、財政政策戦略書とマクロ経済枠組書を議会に提出する。②経常と財政赤字を除去し、剰余を蓄積するための中央政府による適切な方策。③2006年3月31日までの経常赤字除去と同時期での財政赤字のGDPの2%への引下げ。④一定の状況での一時的な現金の必要に対応するための前貸しによるものを除く、3年後のインド準備銀行からの中央政府による直接借入れの禁止。⑤財政運営と、年次予算編成での秘密の最小化のためのより大きな透明性。⑥大蔵大臣による予算に関する収入と支出での傾向の四半期毎の展望とこれらの展望の結果の議会への提出。⑦中央政府は、義務を課された支出を保護しながら収入不足か明記された目標の支出超過が生じたときはいつでも、均整の取れた方法で支出授權を削減すること。⑧大蔵大臣は、この法のもとで中央政府に課された義務に応じるさいの逸脱と中央政府が提案する改善策を説明する声明を議会に出すこと。⑨国家安全保障か全国規模の自然災害のため中央政府の財政への予期せぬ要求を取り扱うため赤字削減目標からの緩和。

(注4) これは、IMFの実務規定の一般原則を示している。

V 財政赤字の要因と課題

1 インド準備銀行の財政赤字分析

インド準備銀行(RBI)の『通貨・金融報告(Report on Currency and finance)』2000-2001年度版は、テーマの「成長の復興」の関連問題として財政赤字を含む財政政策を検討している(RBI[2001])^(注1)。当報告は、以下のように財政政策での自動および裁量的安定化の効果を確認するため財政赤字の循環的要素と構造的要素を分析し、金融・財政協調の枠組みの発展方向を提示している^(注2)。

(1) 財政赤字の経過と原因

1980年代には、公共支出増加に対して収入不足が生じたが、収入停滞の主因は税外収入であった。この財源不足の拡大は、借入れの増加により公的債

務の累積を生じた。1990-91年度の経済危機により経済改革が開始されたが、税制合理化の影響で経常収入が低下し、構造転換により急成長したサービス部門は、GDPの約50%に達したが、課税対象外のままであった。また、州税制の構造的弱点は、十分に累進的でない売上税、潜在的な収入分野である農業部門の未利用と州間の税率競争による税収浮揚性の低下であった。

財政の主要な弱点は経常支出を削減できなかったことで、1990年代の構造的な特徴である経常不均衡は、財政不均衡の硬直性の決定的要因であった。結合財政赤字GDP比率は、中央の財政赤字削減が州の財政赤字増加により相殺されたため、1990年代の末でも初めと同一であった。経常支出は、主に消費支出と利子支払いおよび補助金などの移転支出から構成されており、社会部門支出は着実に悪化し、生産的部門への公共投資も削減された。また、州は、社会および経済インフラストラクチュアを開発する主要な責任を負っているが、その財政は1980年代半ばから支出増加に対する収入不足の緊張状態にあり、義務的な非開発目的の支出は着実に増加し、開発支出は悪化した(注3)。

そこで、重要な検討課題は、公共投資による民間投資のクラウディング・アウト／インの問題であり、政府部門の財政赤字＝安定成長赤字は、経常赤字の漸進的除去によりGDP比率6%にペグされるべきである。これの重要な制度的手段は財政責任・予算経営法であるが、財政赤字削減を目的とするこの法案は、高経済成長率を維持できないために反生産的との懸念を生じている。これに関する限定的証拠は、こうした制度が財政結果を改善することを示唆しており、財政制度自体が問題となる。

(2) 財政政策、経済的安定と成長の経験的枠組み

インドの財政赤字は構造的赤字が支配的で、循環的赤字は存在するが重要でなく規模も大きくないため、反循環方策は裁量的な財政行動に依存しなければならない。そこで、財政活動の民間部門への影響について、次のような分析結果が示されている。

- (i) 直接税収は、ほぼ1の長期弾力性で趨勢アウトプットと正の関係がある。政府最終消費支出の趨勢アウトプットに対する弾力性は、1.14である。製造業への公共投資は、ほぼ1の弾力性で趨勢アウトプットの強い

影響を受ける。インフラへの公共投資は、0.53の弾力性で増加するが、この低い弾力性は、政府消費支出の実質的増加による相対的に少ない投資財源の結果である。

(ii) 直接税の民間消費への効果は、短期と長期の弾力性による予測から無視しうる。政府の移転支出（利子支払いを除く）と消費支出は、民間消費に正の同時的効果があり、両構成部分は、ラグをとめない民間消費をクラウドイング・アウトする。

(iii) 製造業への公共投資は民間投資に負の効果があるが、インフラへの公共投資は正の効果があり、インフラへのクラウドイング・イン効果は、製造業へのクラウドイング・アウト効果よりも強い。しかし、政府投資は民間投資を誘引すると同時に、民間投資に逆影響を及ぼす財政赤字を拡大する。

(iv) モデル・シミュレーションは、総需要を促進するための公共部門消費の増加がアウトプットへの長期的効果なしに民間消費と投資をクラウドイング・アウトし、インフラ公共投資が民間投資をクラウドイング・インする結果を示している。これは、インフラ投資に有利な政府支出構成の再構築の必要性を強調している。

(3) 成長への財政政策の限界

現行の財政政策の持続可能性には、次のような理由で深刻な懸念が生じている。①1990年代初めの債務 GDP 比率の低下傾向は、州政府債務の増加により1997-98年度から逆転した。②政府証券の利子率は市場連動となり、加重平均コストは1995-96年度にピークの13.8%になり、2000-01年度に11%になったため、公共会計負債の利子率はかなり増加した。③総未払証券での短期および中期証券の構成比率は、1991年3月末の9%から2001年3月末の35%へ増加した。政府保証形態での偶発負債の増加により、中央と州政府の未払保証はGDPの11%に達している。④1980年代に拡大した財政赤字の融資の大部分はRBI負担であったため、粗財政赤字に対するRBI信用の構成比率は、1970年代の26%から80年代の32%に増加したが、90年代には、RBI依存の軽減努力により12%に低下した。そこで、1990年代の財政赤字の貨幣化は低かったが、最適な貨幣化は財政赤字の20~25%と指摘された。

(4) 結論

公共部門で民間部門投資をクラウドディング・インするのは、インフラ投資のみであるため、期待されるインフラ投資の効果には、財政赤字を抑制しつつ政府支出構成の再構築が必要と結論づけられた。

以上の分析結果の要点は、次のように整理できる。

- (a) 財政赤字の原因：経常支出を削減できなかったことによる経常赤字が決定的要因である。州財政にも構造的弱点があり、結合財政赤字は、中央の赤字削減が州の赤字増加により相殺され、90年代に削減されなかった。中央政府の経常赤字 GDP 比率は、1997-98年度以降 3%以上であり、財政赤字 GDP 比率も1998-99年度以降 5%を超えている。また、州政府の経常赤字と財政赤字の GDP 比率は、1998-99年度から 2%超と 4%超に急増している。この結果として、結合経常赤字および財政赤字の GDP 比率は、1997-98年度から急増していることが確認できる。
- (b) 財政調整過程：中央では社会部門支出と公共投資が削減され、州では開発支出が削減された。政府部門の安定成長財政赤字は、経常赤字の漸進的削減による GDP 比率 6%である。
- (c) 財政責任・予算経営法の有効性：この制度的手段は、財政結果を改善する限定的証拠がある。
- (d) 課題：構造的な財政赤字削減は、裁量的財政行動に依存しなければならないが、インフラ公共投資のみが民間投資をクラウドディング・インでき、これには財政赤字を抑制しつつ支出構成の再構築が必要である。
- (e) 財政赤字の持続可能性：RBI による最適な貨幣化は、財政赤字の 20~25%である。

この財政・金融政策に深く係わる中央銀行当局によるマクロ経済視点からの財政政策分析は、財政赤字削減の困難な原因が中央と州の両政府財政の構造的問題であり、それが財政調整にも反映されたことを明らかにしている。また、構造的財政赤字の削減には、FRBM 法案のような制度的手段の有効性が限定的であるため、裁量的財政政策に依存せざるをえず、これには支出構造改革が必要となる。そして、中央銀行当局として、政府の裁量的財政政策を制約する数値指標として、GDP 比率 6%の政府部門安定成長赤字を前提

に、財政赤字の20～25%の RBI による貨幣化赤字を提示していることが注目される。

2 財政責任・予算経営法案と課題

上記の RBI 分析から明らかな財政赤字削減の主な政策問題は、現政権の赤字削減策である FRBM 法案と支出改革による政府のダウンサイジングの有効性である。この問題に関して、インドでは、議会審議中である FRBM 法案を中心に議論が展開されており、以下では、この法案を巡る議論を中心に整理し、政策課題を明らかにしたい。

(A) 支持論：コピッツ (George Kopits) の主張

コピッツ論文は、FRBM 法案が財政の持続可能性の枠組みへの重要な一歩と認め、次のように財政政策規則の潜在的有用性を検討している (Kopits [2001])。

- (i) 財政運営は強い赤字バイアスにより特徴づけられてきた^(注4)。資本形成の促進、市場の信頼の維持と高い持続的成長には、財政整理の広範な戦略的アプローチが必要であり、その中心は規則に基づく財政規律の恒久的枠組みの採用である。
- (ii) 財政責任法の必須の要素は、制度的取決めと財政報告での透明性であるが、インドの財政透明性は、公共部門とその構成部分において明晰さを必要とする。
- (iii) FRBM 法案は、総債務の包括的基準と中期限度に関して十分であるが、制度の制限的な適用範囲と債務限度レベルに潜在的欠点がある。また、財政実績の包括的フロー指標は、運用上の簡素さ、弾力性と成長志向性という点で適切であるが、均衡予算規則は、債務比率限度が満足されたときに運用されるべきである。
- (iv) 連邦制度では下位政府レベルでの財政規則の適用が根本的問題であり、インドでは、論理的選択は自治的アプローチであるが、財政実績は協調的アプローチを支持する。
- (v) ローリング方式多年度マクロ予算過程は、効果的な財政責任法の必須の構成要素であるが、インドの5カ年計画は、硬直性と部分的適用のた

め不適當である。また、短期のコンプライアンスを保証するため、目標からの予期されない逸脱を期間中に改善するメカニズムの確立が必要であり、法案は四半期報告による保証を求めている。

- (vi) 財政政策規則を実施する3つの前提条件は、①規則に対する十分な公衆の理解と実施支援のための協調的で広範なキャンペーン、②規則導入の立法的合意への政治的議論、③収束軌道への詳細計画の作成である。法案提出は、条件を満足する初期措置である。また、規則実施の重要な条件は、規則の持続可能性を保証する構造改革の段階的实施であり、下位レベルでの支出管理と収入増加への強力なインセンティブを持つ政府間関係メカニズムの採用が必要である。
- (vii) 法案には、均衡予算の必要条件と公債限度に関する規定の強化などの問題が残されているし、経常および全体均衡間の相互作用の改善には、発生会計への転換が重要な手段となる。また、地方自治を保持しつつ財政政策規則を下位政府レベルへ拡大することが必要である。

このコピッツ論文は、FRBM法案の全面的な支持論ではないが、財政政策規則による財政赤字削減の有効性を前提に、法案の不十分さを指摘している。そして、法案が財政政策規則を実施する前提条件を満たす初期措置であり、構造改革の実施と下位政府レベルへの拡大が持続可能性を保証するとの指摘は、法案の有効性に関する現実的な評価と言える。

(B) 批判論

FRBM法案への批判は、IMF報告とRBI報告の分析枠組みを基礎に主にマクロ経済視点から展開されており、ラクシット (Mihir Rakshit) 論文の批判が包括的である^(注5)。また、公共支出経営 (Public Expenditure Management, PEM) の視点から法案のみならず政府のダウンサイジングを批判しているのが、バグチ (Amaresh Bagchi) 論文であり、これらの要点を以下で整理する。

(1) M. ラクシットの批判

これは、FRBM法案をインドの予算運営において画期的と認めた上で、次のように批判している (Rakshit [2001])。

- (i) 法案の主要目標は、予算運用を持続可能にし、世代間公平とマクロ経

済安定と経済成長を促進することであるが、法案は財政調整のために必要である^(注6)。そこで、法案は、経常赤字削減と経常黒字発生の時限プログラムを規定すると同時に、予算過程の透明性と詳細な情報に基づく議論の促進に役立つことを期待された。

- (ii) しかし、法案が、財政赤字と債務の削減という中間目標と区別される主要目標の達成に有効かどうか疑問である。法案の概念的混乱と弱い分析枠組みは、規定を不適切にし、目標達成に必要な方策の省略という次のような結果を生じている。

①完全雇用 GDP よりもむしろ現実の GDP に関する目標設定は、循環的変動の規模を拡大する傾向があり、世代間公平の原則と一致しない。そこで、金融政策のみでは完全雇用と対外均衡を維持することが不可能なため、経常および財政赤字での反循環的変動を認めることが必要になる。②公共貯蓄は世代間公平を促進するが、規定はこの目標達成の障害となる。③財政赤字の削減目標と公債の一部償還のため経常黒字を利用するプログラムは、今後10年間の政府投資の増加を妨げる。④公平と急速な経済成長に決定的な人的資源開発とインフラ投資の分野での時限設定と最小の改善目標が欠如しており、これら分野はひどく不利になる。⑤税収 GDP 比率の増加目標が設定されていないし、経常または資本支出のため貨幣化赤字に依存することが禁止されている。しかし、政府投資のための中央銀行からの適度な借入れは、基本目標の促進と債務および赤字の逆効果の最小化に重要な役割を担っていると結論している。

以上のように法案に期待される財政赤字削減という中間目標と予算運用を持続可能にし、世代間公平とマクロ経済安定と経済成長を促進するという主要目標との区別が強調された。そして、法案には主要目標の達成に必要な方策が欠けるため、その有効性に疑問が提示されており、主要目標の達成には、法案の規定する財政赤字削減策が障害になると指摘されている。

なお、ラクシット論文以上にマクロ経済視点を強調しているのがラオ (D. Tripathi Rao) 論文であり、次のように法案を批判している (Rao [2002])。

法案は、裁量的財政行動に関連する公的債務の持続可能性と異時点間の公平問題に動機づけられており、過去における信頼性の欠如のために厳格な経

済規律を経済的意思決定者に課そうとする立憲主義である。しかし、厳格な規則は、経済安定化のための次善の解決策である故に、経済政策が規範的規則か厳格な法的制約に従うべきかが問題である。法案は、財政引締策により全体的な公共支出を抑制できるが、公共支出政策の分配的効果と構成を扱うことができず、財政規律を達成するための手段でしかない。しかし、裁量的財政政策は、政府支出の変更、所得移転と間接税改正により積極的な役割を果たすことができる。重要な点は、財政赤字の抑制ではなく、マクロ経済安定と成長を保證するため財政赤字の構成を変更することと強調されている。

(2) A. バグチの批判

この論文は、IMF 報告と RBI 報告を踏まえて、公共支出経営 (PEM) の視点から OECD のアトキンソンとヌールド (Paul Atkinson and Paul van den Noord) 論文が提示する基準により政府支出、とくに予算過程および経営の制度を検討している (Bagchi [2002])^(注7)。

- (i) 効率的な PEM 制度の戦略デザインのため公共支出を検討する 3 つの次元は、①集合的財政規律、②プログラムとプロジェクト間の資源配分パターン、③最小のコストで最良の公的資金利用と「貨幣の価値」を保證する技術的効率性である。
- (ii) 財政規律により予算過程と経営の効率化を強化する 3 方法は、①予算の中期枠組み、トップダウン方式予算編成と財政政策規則、②財政透明性と③政府間財政関係である。
 - (a) インドの予算は中期枠組みがなく、ボトムアップ方式の増分的予算編成である。FRBM 法案は、多年度枠組みでの予算編成権を与えており、予算改革の基本要素である支出経営の必須の手段となる。法案の赤字限度は厳しく批判されているが、裁量から規則への転換には長所があり、伸縮性の余地を認める必要がある。支出限度を支えるマクロ経済枠組みの作成は、中央諸機関の協調のために制度的調整が必要であり、インドの大蔵省と RBI との枠組みには協調と連携の余地がある。
 - (b) RBI 報告では、インドの財政制度はそれほど悪くないとの結論であるが、見過ごせない欠陥がある。規則と責任の定義に関する実務が明

白でなく、準財政活動の情報開示には改善の余地があり、予算制度の実務が必要条件を満たすには長い時間を要する。そして、インドの統合資金会計の大部分は義務的支出であり、3分の1のみが議会の議決を必要とするが、議会は財政規律ばかりか支出構成に関する予算結果をチェックできない。

- (c) 政府間財政関係、とくに州への移転制度は、法定移転、計画援助と裁量的補助金に断片化されており、個別州の授權資格での規範アプローチの欠如が政府間の財政規律への曲解的インセンティブを創出している。
- (d) 予算の構造的弱点の重要な原因の1つは、計画と計画融資の制度であり、計画支出は借入れにより拡張し、その増加分は経常支出とされた。計画期間中に着手・実行されるプロジェクト支出は、後年度に非計画支出に転換され、義務的支出となる。給与引上げによる支出増加も不安定要因である。公企業の非効率性は有害であり、州財政では州電力委員会の損失が最大の流出である。
- (iii) 財源の利用可能性の全体的制約と一致する戦略的優先順位化と政府資金への競争的請求が重要である。社会部門とインフラ投資が優先される必要があり、選択肢は税収増加と他の分野の支出削減である。優先順位化は政治過程であるが、適切な制度的調整による透明性と説明責任のメカニズムにより促進される。計画と非計画の支出区分は、維持的支出を無視しており、この二分法の廃止が必要である。
- (iv) 質の悪い公共サービス供給の最も重要な要因は、結果よりも支出額であるインプットの強調であり、200を超える中央援助計画の実績は技術的効率性の悪さを示している。会計開示に関する規則のしまりのない執行も、公的資金の大きな遺漏と誤用を生じている。主要政府機関での経営的オートノミーは、厳格な会計責任が伴わねばならないが、オートノミーは技術的効率性の保証に十分でなく、説明責任との均衡が必要である。公務員構造は、最小コストで公共サービスを供給する課題にほとんど役立っていない。
- (v) 効率的公共支出には浪費的で持続不能な支出増加が抑制され、健全な

PEM 制度は、金融規律と効率的サービス供給の規則を遵守するインセンティブを与える予算編成と経営の制度に基礎づけられねばならない。恒久的な予算均衡の回復には、現行予算と計画制度の構造的弱点の源泉に取り組みねばならない。公共支出の多くの弊害はガバナンスの質の悪さを反映しており、政治と政府の制度の根本的改革を必要とする。しかし、政府支出への嫌悪と小さな政府の要求は行き過ぎるべきでなく、基礎的公共サービスで大きなギャップのある貧困な開発途上国は、効率的で、必ずしも小さくない政府を探究すべきと結論づけられている。

以上のようにバグチ論文は、FRBM 法案については、多年度枠組みでの予算編成権が予算改革の基本要素である支出経営の必須の手段であり、また、赤字限度の設定が裁量から規則への転換であることを評価している。そして、規則での伸縮性の余地と、支出限度を支えるマクロ経済枠組み作成における中央諸機関の協調のための制度的調整の必要が指摘されている。しかし、主張の要点は、効率的な PEM の視点から法案の限定的な範囲を超えて、現行予算と計画制度の構造的弱点の改革が恒久的な予算均衡の回復に必要であり、ガバナンスの質の悪さを反映する公共支出の改革には政治および政府制度の根本的改革の必要を強調していることである。この主張は、現政権の財政赤字削減策である政府のダウンサイジングによる公共支出改革と法的規制による財政赤字削減との連関と問題点を明確にしている。そして、インドの経済と財政の現実から小さな政府の要求は行き過ぎるべきでなく、貧困な開発途上国は、効率的で、必ずしも小さくない政府を探究すべきとの結論も注目される。

(注1) この報告は、1998-99年度版より従来の編集方針を転換し、特定テーマに焦点を絞った分析を行っている (RBI [1999])。なお、財政政策を分析した章は、「成長の再活性への財政政策の役割」と題されている。

(注2) 当報告は、経済成長への財政政策の役割に関する理論的アプローチを踏まえて、1980年代から90年代の先進国での財政調整の経験を次のように整理している (RBI [2001])。

OECD 諸国では2000年に1969年以来初めて財政黒字が達成されたが、1990年代の財政調整は、増税よりも支出削減、とくに移転支出と公共部門賃金支出の削減により達

成された。また、90年代の財政調整の別な特徴は、支出管理と予算手続きの強化と予算の伸縮性を高めるメカニズムによる財政枠組みの強化で、とくに透明性が焦点であった。この結果生じる重要な問題は、達成された財政調整の持続可能性であり、財政調整の構成が重要な決定要因の1つである。なお、新興経済での財政調整も、OECD諸国と同様に、支出削減に基づいていたし、削減がより急激であったと指摘されている。

(注3) 州財政の決定的問題は、高成長を可能にする開発支出に有利な支出の再構築であり、主要な中期課題は、税収 GDP 比率の引上げと税外収入の増加であり、とくに適切な投資収益率を保証する商業サービスのコスト回収が必要であると指摘されている。

(注4) 財政赤字の原因とその影響について、次のように整理している。GDPの10%の公共部門赤字は、中央政府のみならず州政府の増大する赤字も要因であり、収入調達と州・地方レベルでの支出管理への不十分なインセンティブを含む政府間制度の弱点も赤字を一層悪化させた。この大きな赤字は公的債務の累積を生じ、債務負担は金融自由化による金融コスト増大と州レベルの政府債務保証の増殖により複合された。包括的で長期的な支出削減の欠如のため、公的債務の重大な弱体化に直面することになる。また、継続的な財政不均衡は、国際収支危機に脆弱となる。

(注5) 2000年12月のFRBM法案提出時からの財政赤字問題に関しては、かなりの数の論考がある。以下では、主な論考の概要を整理する。

カルニック (Ajit Karnik) 論文は、1994年のニュージーランド (NZ) の財政責任法 (FRA) との比較から、政治経済的視点を強調して法案を次のように批判している (Karnik [2002])。

- (i) 粗財政赤字について、NZのFRAは、黒字達成により債務のプルーデントなレベルへの削減を求めており、資産売却による債務削減のないことを保証しているが、法案では、政府は2005年度まで経常赤字を運用でき、負の投資収入により債務を削減できる。
- (ii) 経常赤字削減では、注意すべき諸問題がある。①社会部門支出にはロビーが存在しないため、この支出が一層削減される危険性がある。②補助金支出では、利益グループのいない支出が削減されることになる。③収入サイドが無視され、支出サイドのみに注意が向けられたが、困難な課題である税外収入と税収の増加が必要である。
- (iii) 法案は、本源的赤字について目標の設定が必要であり、第1目標は赤字ゼロである。また、本源的赤字は、消費と投資に区分される必要がある。
- (iv) RBIの独立性の問題は極めて広範であるが、法案は詳細な規定をしていない。
- (v) 法案の決定的問題は、法律として機能するかどうかであるが、将来の政府により逆転されないかどうかは未解決な問題であり、全政党の合意が必要である。また、経常赤字削減目標の達成における補助金の政治経済学の問題は、極めて重要である

し、粗財政赤字削減の2%目標は、不当に制限的である。そして、議会審議において、全政党が法案に反対したため、政府の譲歩により全提案の希薄化が生じており、意味ある法案としては死んだも同然である。

この主張で注目される点は、財政赤字削減における政治経済的側面の重要性と法案が法律として機能するには全政党の合意が必要との指摘である。なお、法案の希薄化として、粗財政赤字の2005-06年度までの2%への削減と毎年度0.5%の削減の規定廃止、経常赤字ゼロへの5年期限の廃止などが指摘されている。

ミシュラ (Veena Mishra) 論文は、予算運営、とくに FRBM 法案をマクロ経済および金融的側面から次のように分析している (Mishra [2001])。

大きな財政赤字は、高い利子率とインフレ率を生じるため、FRBM 法案での政府借入れへの上限設定は、財政規律への防波堤として役立つとした上で、3つの技術的な問題点が指摘されている。①公的債務の定義に関して、公開市場操作の手段で政府債務ではない RBI 保有の政府債券は、公的債務から除外されるべきである。②財政赤字の実質と名目価値が区分され、実質財政赤字 GDP 比率が目標とされるべきである。③財政赤字の構造的要素と循環的要素が区分され、構造的財政赤字 GDP 比率が目標とされるべきである。

ラジャラマン (Indira Rajaraman) 論文は、財政透明性に関する IMF 報告と RBI 報告の提出を踏まえ、IMF の4原則にそって RBI 報告の内容を検討している (Rajaraman [2001])。IMF 報告は一般的に高い評価を与えており、RBI 報告も全体的評価では IMF 報告と一致している。インドの特徴は、表面的には透明性の必要を十分にコンプライアンスしながら、制度には隠された例外と変則が存在することである。そして、RBI 報告は、法律上はコンプライアンスであるが、事実上は何もない事例を探し出すことが可能な有利な委員構成であったが、それは行われなかった。また、FRBM 法案について、赤字の目標のみが明示され、収入と税収目標は示されていないし、省庁別に達成すべき財政目標が割り当てられていないことを指摘している。

(注6) ラクシット論文は、法案が財政調整に必要な理由として、『財政責任法制定委員会報告』の示した理由を採用している。

(注7) アトキンソンとヌールド論文は、ほとんどの OECD 諸国では、近年、財政ポジションが改善されたが、その真の基礎的強さには不確実性が残っているとの認識に基づき、公共支出を3つの次元、すなわちマクロ経済コスト、配分的効率性と技術的効率性から分析し、主要な4つの改革分野での評価の分析枠組みを提示している。4つの改革分野は、①予算過程と管理、②中央と下位レベル政府間の財政関係、③市場による供給とその他の配分メカニズム、④伸縮的インセンティブと管理メカニズムであり、進展をモニターするためのチェックリストが付されている (Atkinson and Noord [2001])。

VI ま と め

IMF は、1997年の東アジア金融・経済危機を主な契機として、1998年に財政透明性に関する実務規定とマニュアルを作成し、既に40数カ国に及ぶ国別評価を実施している。そのインドに関する報告は、2001年2月に公表されたが、この外部評価である IMF 報告に対応して中央銀行である RBI は、内部評価といえる報告を同年7月に公表した。両報告は、財政透明性の一般原則の(1)役割と責任の明晰性と(4)完全性の保証では、規定がかなりコンプライアンスされているが、(2)情報の公共的利用可能性と(3)公開の予算準備、執行と報告では、改善すべき欠陥が大きいことで、評価が一致している。また、中央政府レベルでの公的金融機関と非金融公企業などの準財政活動と州政府レベルでの中央政府レベル以下の実務基準が主要な問題とされた。これらの改善策として、両報告は、インド政府が2000年12月に財政赤字削減を目的に議会に提出した FRBM 法案に重要な位置を与えている。これは、財政透明性と財政赤字削減とを区別しながらも、財政赤字削減を目的とする法案が財政透明性の実務に関する重要な課題ないし争点であることを明らかにした。

1998年3月に成立した BJP 連立政権は、1999-2000年度予算より財政赤字問題に本格的に取り組み始めた。その財政赤字削減の枠組みは、経常・財政赤字削減の中期財政計画である。支出側は、経常・財政赤字の GDP 比率の削減目標を設定する FRBM 法案と政府のダウンサイジングを目指す支出改革委員会の勧告による支出構造改革を中核とし、収入側は、公企業の負の投資化と民営化の推進が中心であった。

政府のダウンサイジングを目標とする支出構造改革の手段は、余剰職員の削減および省・局の整理統合とゼロ・ベース予算を中心に、供給費用に基づく利用者課徴金の賦課による補助金削減、硬直的な管理利子率構造の弾力化から年金改革、州財政改革へと拡張している。そして、FRBM 法案は、議会提出後2年以上にわたり継続審議中である。この審議の遅れは、議会の財政常任委員会が、経常・財政赤字削減の数値限度による拘束に反対して規定の緩和を要求し、年度中の経費削減に関する議会の事前承認を勧告しているためである。議会と政府・大蔵省との間で折衝が続いているが、その対立点は、

法案の主目的である経常・財政赤字の削減目標の法的規制である。

この法案に関して、RBIによる財政赤字の分析は次のことを明確にした。構造的財政赤字の削減には、法案のような制度的手段の有効性が限定的であるため、裁量的財政政策に依存せざるをえず、民間投資をクラウドファンディング・インできるインフラ投資には財政赤字の抑制と支出構造改革が必要となる。そして、政府の裁量的財政政策の数値指標は、政府部門安定成長赤字がGDP比率6%、RBIによる貨幣化赤字が財政赤字の20~25% (GDP比率1.2%~1.5%)である。法案は、中央政府財政赤字を2005-06年度までにGDP比率2%まで削減すると規定しているが、RBIは、州政府を含む政府部門財政赤字を6%まで許容している。また、法案は、RBIからの借入を原則的に禁止し、一時的支出超過に対応する前貸しのみを認めているが、RBIはGDP比率1.5%までの貨幣化赤字を認めている。このRBI提案は、法案の規定する削減目標の緩和であり、注目される提案である。

そして、法案の有効性については、RBIにより限定的と指摘されたが、IMF報告とRBI報告を基礎に主にマクロ経済視点から批判が展開された。包括的な批判は、M. ラクシット論文であるが、A. バグチ論文は、公共支出経営(PEM)の視点から法案のみならず政府のダウンサイジングによる公共支出改革を批判した。

ラクシットの批判では、法案の財政赤字削減という中間目標と予算運用を持続可能にし、世代間公平とマクロ経済安定と経済成長を促進するという主要目標との区別が強調された。そして、法案には主要目標の達成に必要な方策が欠けるため、その達成には、法案の規定する財政赤字削減策が障害になると指摘している。また、バグチ論文は、法案については、多年度枠組みでの予算編成権が予算改革の基本要素である支出経営の必須の手段であり、また、赤字限度の設定が裁量から規則への転換であることを評価している。しかし、規則での伸縮性と支出限度を支えるマクロ経済枠組みの作成における中央諸機関の協調のために制度的調整が必要と指摘している。要点は、効率的なPEMの視点から法案の適用範囲を超えて、現行予算と計画制度の構造的弱点の改革が恒久的な予算均衡の回復に必要であり、ガバナンスの質の悪さを反映する公共支出の改革には政治・政府制度の根本的改革が必要と強調

していることである。この主張は、現政権の財政赤字削減策である政府のダウンサイジングによる公共支出改革と法的規制による財政赤字削減との連関と問題点を PEM の視点から明確にしている。そして、インドの経済と財政の現実から小さな政府の要求は行き過ぎるべきでなく、貧困な開発途上国は、効率的で、必ずしも小さくない政府を探究すべきとの指摘も重要である。

このように FRBM 法案は、ラクシットの指摘するようにインドの予算運営において画期的であると同時に、バグチの指摘するように財政赤字削減の全ての試みに失敗した連邦大蔵大臣が提出したものである。現在、法案は当初の内容での成立が危ぶまれる審議状況であり、カルニック (Ajit Karuik) 論文は、法律として機能するに不可欠な合意が求められる全政党が法案に反対しており、政府の譲歩により意味ある法案として死んだも同然と厳しく批判している。したがって、法案には、財政赤字削減と財政の持続可能性への法的枠組みが期待されているが、その有効性が限定的である故に、財政政策規則を実施する初期措置とする G. コピッツの控えめな評価に異論はないであろう。しかし、法案は、財政透明性の視点からの実務の不十分さのみでなく、マクロ経済視点から目標の財政赤字削減への限定と、インド財政制度の実態から適用の中央政府への限定が批判されている。

そこで、この法案の成立には、全政党の合意を得るために政府の一定の譲歩が必要であり、その枠組みとして RBI の提案が有効であろう。また、法案成立後の着実な執行には、財政政策目標を財政規律の確立に有効な法的規制による財政赤字削減のみに限定することは不適切であり、ラクシットの提案するマクロ経済安定と成長を目標とする裁量的財政政策が必要になる。また、公共支出改革の視点から財政赤字削減の執行を保証するのは、インド財政・行政制度の将来ビジョンの提示を前提に、バグチの提案する効率的な公共支制度を目指す構造改革と政府・政治制度改革への取組みが不可欠な課題であることは極めて明らかである。

(単位：%)

年 度	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000	2000-2001	2001-2002
GDP(時価：千万ルピー)	510954	589086		781345		1073271	1243546	1390148	1598077	1755638	1895843	208030
GDP 成長率	5.6	1.3	5.1	5.9	7.3	7.3	7.8	4.8	6.5	6.1	4.0	5.4
工業生産指数	91.6	92.2		100.0		123.3		139.5	145.2	154.9	162.7	163.3
同増加率						12.8	5.6	6.6	4.1	6.7	5.0	2.3
農業生産指数	148.4	145.5		157.3		160.7		165.3	177.9	176.2	164.6	175.9
同増加率						-2.7	9.1	-6.0	7.6	-0.9	-6.6	6.9
粗国内資本形成 GDP 比率	26.3	22.6	23.6	23.1	26.0	26.9	24.5	24.6	22.7	24.3	24.0	
粗国内貯蓄 GDP 比率	23.1	22.0	21.8	22.5	24.8	25.1	23.2	23.1	21.7	23.2	23.4	
卸売物価指数	73.7	83.9		100.0		121.6		132.8	140.7	145.3	155.7	160.7
同増加率						4.4	6.9	5.3	5.3	6.5	4.9	1.3
消費者物価指数	193	219		258		313		366	414	428	444	469
同増加率						8.9	10.0	8.3	9	5	3	5
通貨供給増加率(M3)								18.0	19.4	14.6	16.7	11.2
輸出額(US 百万ドル)	18143	17865	18537	22238	26330	31797	33470	35006	33218	36822.0	44560	32572
同増加率	9.2	-1.5	3.8	20.0	18.4	20.8	5.3	4.6	-5.1	10.8	21.0	0.6
輸入額(US 百万ドル)	24075	19411	21882	23306	28654	36678	39133	51484	42389	49671.0	50536	38362
同増加率	13.5	-19.4	12.7	6.5	22.9	28.0	6.7	6.0	2.2	17.2	1.7	0.3
経常収支赤字 GDP 比率	3.1	0.3	1.7	0.4	1.0	1.7	1.2	1.4	1.0	1.1	0.5	
外国為替準備(US 百万ドル)	2236	5631	6434	15068	20809	17044	22367	25975	29522	35058	39554	46561

(出所) GOI [2001, 2002es] : pp.2, S-1~S-12, より作成。

(注) 1999-2000年度の GDP、農業生産、工業生産などは暫定値、2000-01年度は速報値、2001-02年度は予測値である。
2001-2002年度の工業生産指数、輸出額と輸入額は、2001年4月～12月までの数値である。

表2 中央政府予算総括表

	1994-95		1995-96		1996-97		1997-98		増減率	修正概算	増減率	修正概算	決算
	決算	予算概算	修正概算	決算	予算概算	増減率	修正概算	決算					
1 経常収入	91083	100787	110191	110130	130345	29.3	130783	126279	153143	17.5	138514	133901	
2 税収(純)	67454	74374	81088	81939	97310	30.8	97212	93701	113394	16.5	99158	95672	
3 税外収入	236629	26413	29103	28191	33035	25.1	33571	32578	39749	20.3	39356	38229	
4 資本収入	68695	66364	65213	58338	67737	2.1	64615	74728	79033	16.7	96731	98167	
5 貸付けの回収	6345	6730	7411	6505	7048	4.7	7809	7540	8779	24.6	9479	8318	
6 その他収入	5607	7000	1392	1397	5001	-28.6	575	455	4800	-4.0	907	912	
6.1 公共債務償還の負の投資													
7 借入れ・その他負債	56743	52634	56410	50436	55688	5.8	56231	66733	65454	17.5	86345	88937	
8 総収入(1+4)	159778	167151	175404	168468	198082	18.5	195398	201007	232176	17.2	235245	232068	
9 非計画支出	113361	123651	134320	131901	149975	21.3	147404	147473	169324	12.9	174615	172991	
10 経常支出分	93847	106998	113099	110839	128353	20.0	126624	127298	145854	13.6	146080	145176	
11 利子支払い	44049	52000	52000	50031	60000	15.4	58500	59478	68000	13.3	65700	65637	
12 資本支出分	19514	16653	21221	21062	21622	29.8	20780	20175	23470	8.5	28535	27815	
13 計画支出	47378	48500	48684	46374	54685	12.8	54894	53534	62852	14.9	60630	59077	
14 経常支出分	28265	29330	30423	29021	33467	14.1	32364	31635	37554	12.2	36120	35174	
15 資本支出分	19113	19170	18261	17353	21218	10.7	22530	21899	25298	19.2	24510	23903	
16 負の投資収入にかかると追加計画支出総額													
17 総支出(9+13+16)	160739	172151	183004	178275	204660	18.9	202298	201007	232176	13.4	235245	232068	
18 経常支出(10+14)	122112	136328	143522	139860	161820	18.7	158988	158933	183408	13.3	182200	180350	
19 資本支出(12+15+16)	38627	35823	39482	38415	42840	19.6	43310	42074	48768	13.8	53045	51718	
20 経常赤字(18-1)	31029	35541	33331	29730	31475	2.5	28205	32654	30266	2.1	43686	46449	
21 財政赤字 {17-(1+5+6)}	57704	57634	64010	60243	62266	5.0	63131	66733	65454	4.5	86345	88937	
22 本源的赤字(21-11)	13655	5634	12010	10212	2266	0.2	4631	7255	-2546	-0.2	20645	23300	

(単位：千万ルピー、%)

	1998-99			1999-2000			2000-2001			2001-2002			2002-2003		
	増減率	修正概算	決算	増減率	修正概算	決算	増減率	修正概算	決算	増減率	修正概算	決算	増減率	修正概算	決算
予算概算	5.8	157665	149510	182840	179504	181513	203673	206166	192624	231745	212572	245105	13.8	212572	245105
116857	3.1	109537	104652	132365	126469	128271	146209	144403	136916	163031	142348	172965	11.5	142348	172965
45137	13.6	48128	44858	50475	53035	53242	57464	61763	55708	68714	70224	72140	19.6	70224	72140
105933	34.0	124247	129856	101042	124234	116571	134814	129357	132987	143478	151864	165204	6.4	151864	165204
9908	12.9	11504	10633	11087	12736	10131	13539	14885	12046	15164	15143	17680	12.0	15143	17680
5000	4.2	9006	5874	10000	2600	1723	10000	2500	2125	12000	5000	12000	20.0	5000	12000
91025	39.1	103737	113349	79955	108898	104717	112275	111972	118816	116314	131721	135524	3.6	131721	135524
267927	15.4	281912	279366	283882	303738	298084	338487	335523	325611	375223	364436	410309	10.9	364436	410309
195925	15.7	213541	212548	206882	224343	221902	250387	249284	242942	275123	265282	296809	9.9	265282	296809
166301	14.0	176691	176900	190331	204904	202309	228768	230431	226782	250341	242471	270169	9.4	242471	270169
75000	10.3	77248	776900	88000	91425	90249	101266	100667	99314	112300	107257	117390	10.9	107257	117390
29624	26.2	36850	35648	16551	19439	19593	21619	18853	16160	24782	22811	26640	14.6	22811	26640
72002	14.6	68371	66818	77000	79395	76182	88100	86238	82669	95100	99154	113500	7.9	99154	113500
43761	16.5	41448	40519	46656	48132	46800	52330	53104	51076	60225	61834	70313	15.1	61834	70313
28241	11.6	26923	26299	30344	31263	29382	35770	33134	31593	34875	37320	43187	-2.5	37320	43187
										5000					
267927	15.4	281912	279366	283882	303738	298084	338487	335523	325611	375223	364436	410309	10.9	364436	410309
210062	14.5	218139	217419	236987	253036	249109	281098	283535	277858	310566	304305	340482	10.5	304305	340482
57865	18.7	63773	61947	46895	50702	48975	57389	51987	47753	64657	60131	69827	12.7	60131	69827
48068	3.0	60474	67909	54147	73532	67596	77425	77369	85234	78821	91733	95377	3.2	91733	95377
91025	5.6	103737	113349	79955	108898	104717	111275	111972	118816	116314	131721	135524	4.7	131721	135524
16025	1.0	26489	35467	-8045	17473	14468	10009	11305	19502	4014	24464	18134	0.2	24464	18134

(出所) GOI [1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002 : bag]. より作成。

(注) 増減率は前年度予算との増減率を示す。各赤字の増減率欄は GDP 比率を示す。

表3 中央・州政府の財政収支 GDP 比率の推移

(単位：%)

年度	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000	2000-2001	2001-2002
中央政府												
經常収支	-3.26	-2.49	-2.48	-3.81	-3.06	-2.50	-2.39	-3.05	-3.85	-3.50	-3.71	-3.44
粗財政収支	-7.85	-5.56	-5.37	-7.01	-5.70	-5.07	-4.88	-4.81	-5.19	-5.43	-5.36	-5.08
粗本源的収支	-4.07	-1.49	-1.22	-2.74	-1.35	-0.86	-0.53	-0.50	-0.71	-0.75	-0.54	-0.18
州政府												
經常収支	-0.90	-0.87	-0.68	-0.40	-0.55	-0.74	-1.17	-1.10	-2.50	-2.79	-2.47	-2.13
粗財政収支	-3.19	-2.82	-2.67	-2.28	-2.63	-2.70	-2.66	-2.85	-4.17	-4.68	-4.48	-4.05
粗本源的収支	-1.67	-1.14	-0.98	-0.49	-0.75	-0.85	-0.79	-0.85	-2.11	-2.33	-1.86	-1.23
結合収支												
經常収支	-4.16	-3.36	-3.16	-4.21	-3.61	-3.24	-3.56	-4.15	-6.35	-6.29	-6.17	-5.57
粗財政収支	-9.30	-6.94	-6.78	-8.12	-6.92	-6.52	-6.26	-7.16	-8.95	-9.50	-9.46	-8.74
粗本源的収支	-4.91	-2.19	-1.99	-3.17	-1.79	-1.56	-1.14	-2.00	-3.63	-3.80	-3.53	-2.43

(出所) GOI [2002ipfs] より作成。

(注) 2000-2001年度は修正概算、2001-2002年度は予算概算の数値である。

表4-1 中央政府財政収支表

年度	1994-95		1995-96				1996-97				
	決算	構成比	予算概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比	増減率	決算	構成比
収入総額(収入合計+現金残高)	424859		479777		471510		536529		11.8	540483	
収入合計(I+II+III)	422457		479725		470337		536479		11.8	537654	
支出総額(支出合計+現金残高)	424859		479777		471510		536529		11.8	540483	
支出合計(I+II+III)	423686		479726		468681		536479		11.8	538109	
I 統合資金会計											
収入	316391		397395		357933		445497		12.1	412911	
支出	354133		419534		379902		476652		13.6	441559	
経常会計											
収入	146670	100.0	160586	100.0	168571	100.0	198638	100.0	23.7	193718	100.0
A 税収	83737	57.1	94028	58.6	99950	59.3	119121	60.0	26.7	115246	59.5
1 所得・支出税	18288	12.5	20441	12.7	22202	13.2	25860	13.0	26.5	25288	13.1
法人税	13822	9.4	15500	9.7	16487	9.8	19600	9.9	26.5	18567	9.6
所得税	3468	2.4	3766	2.3	4316	2.6	4819	2.4	28.0	4715	2.4
利子税	801	0.5	1000	0.6	1170	0.7	1250	0.6	25.0	1712	0.9
2 財産・資本取引税	121	0.1	101	0.1	86	0.1	121	0.1	19.8	88	0.0
3 物品・サービス税	65127	44.4	73285	45.6	77438	45.9	92928	46.8	26.8	89592	46.2
関税	26789	18.3	29500	18.4	35757	21.2	44435	22.4	50.6	42851	22.1
連邦消費税	37347	25.5	42780	26.6	40187	23.8	46883	23.6	9.6	45008	23.2
サービス税	407	0.3	600	0.4	861	0.5	970	0.5	61.7	1059	0.5
4 UT税	201	0.1	201	0.1	224	0.1	212	0.1	5.5	278	0.1
粗税収											
州への配分											
B 税外収入	62932	42.9	66558	41.4	68621	40.7	79517	40.0	19.5	78472	40.5
1 財政サービス	1115	0.8	1199	0.7	1039	0.6	1059	0.5	-11.7	879	0.5
2 利子、配当、利潤	24101	16.4	23519	14.6	23725	14.1	27882	14.0	18.6	28399	14.7
3 その他税外収入											
a 一般サービス	3698	2.5	4028	2.5	4023	2.4	4292	2.2	6.6	4295	2.2
b 社会コミュニティサービス	554	0.4	693	0.4	587	0.3	784	0.4	13.1	813	0.4
c 経済サービス	32173	21.9	35768	22.3	37865	22.5	44447	22.4	24.3	42624	22.0
4 補助金、援助	1038	0.7	1154	0.7	138	0.1	809	0.4	-29.9	1190	0.6
5 UT税外収入	255	0.2	196	0.1	344	0.2	245	0.1	25.0	271	0.1
(経常会計赤字額)	31029		35542		29731		31475		-11.4	32654	
支出	177698	100.0	196128	100.0	198302	100.0	230113	100.0	17.3	226372	100.0
A 一般サービス	73632	41.4	84661	43.2	84771	42.7	99481	43.2	17.5	97672	43.1
1 国家機関	794	0.4	821	0.4	848	0.4	1075	0.5	30.9	889	0.4
2 財政サービス	2040	1.1	2309	1.2	2287	1.2	2283	1.0	-1.1	2290	1.0
3 利子支払い、債務返済	44049	24.8	52000	26.5	50031	25.2	60000	26.1	-88.5	59478	26.3
4 行政サービス	4214	2.4	4446	2.3	4848	2.4	9552	4.2	114.8	5820	2.6
5 年金、その他一般サービス	5188	2.9	5871	3.0	6902	3.5	6720	2.9	14.5	7217	3.2
6 国防	17348	9.8	19215	9.8	19854	10.0	19851	8.6	3.3	21978	9.7
B 社会サービス	5147	2.9	5906	3.0	7107	3.6	9980	4.3	69.0	9014	4.0
C 経済サービス	61495	34.6	63163	32.2	65822	33.2	74303	32.3	17.6	73437	32.4
1 農業関連	8576	4.8	8910	4.5	9236	4.7	11365	4.9	27.6	10365	4.6
2 農村開発	4156	2.3	5700	2.9	5629	2.8	4842	2.1	-15.1	4435	2.0
3 特別地域プログラム	792	0.4	810	0.4	787	0.4	811	0.4	0.1	801	0.4
4 灌漑、洪水管理	135	0.1	177	0.1	164	0.1	220	0.1	24.3	199	0.1
5 エネルギー	1075	0.6	1407	0.7	1269	0.6	1411	0.6	0.3	1522	0.7
6 工業、鉱業	5559	3.1	5930	3.0	6254	3.2	7467	3.2	25.9	7985	3.5
7 輸送	21711	12.2	23341	11.9	23909	12.1	26505	11.5	13.6	26059	11.5
8 通信	9606	5.4	10838	5.5	11902	6.0	14023	6.1	29.4	14532	6.4
9 科学、技術、環境	1720	1.0	1876	1.0	1876	0.9	2124	0.9	13.2	2192	1.0
10 一般経済サービス	8164	4.6	4174	2.1	4796	2.4	5534	2.4	32.6	5348	2.4
D 補助金、援助	36766	20.7	41701	21.3	39839	20.1	45554	19.8	9.2	45362	20.0
1 州政府への補助金	20047	11.3	21544	11.0	21287	10.7	23131	10.1	7.4	23157	10.2
2 連邦消費税の州配分支払い	16283	9.2	19655	10.0	18011	9.1	21811	9.5	11.0	21545	9.5
UT支出	659	0.4	696	0.4	763	0.4	795	0.3	14.2	886	0.4

(出所) GOI [1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002 : afs]

(注) 増減率は、前年度予算概算との増減率である。公共会計は1999-2000年度より少額貯蓄制度の変更により分類事項が変更されている。

(単位：千万ルピー、%)

1997-98						1998-99							
予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比	決算	構成比
601243		12.1	766994		775221		796479		32.5	822639		815276	
601193		12.1	764620		772848		796429		32.5	819355		811756	
601243		12.1	766994		775221		796479		32.5	822639		815276	
601193		12.1	766944		771938		796429		32.5	822589		811992	
508565		14.2	634356		605472		676422		33.0	701171		654250	
539069		13.1	693573		664479		718872		33.4	732814		694956	
231076	100.0	16.3	223026	100.0	218299	100.0	247315	100.0	7.0	250091	100.0	239889	100.0
137957	59.7	15.8	129198	57.9	125713	57.6	141986	57.4	2.9	134201	53.7	129317	53.9
29879	12.9	15.5	37598	16.9	34647	15.9	34755	14.1	16.3	35202	14.1	31943	13.3
21860	9.5	11.5	21360	9.6	20016	9.2	26550	10.7	21.5	27050	10.8	24529	10.2
6009	2.6	24.7	5178	2.3	3589	1.6	6985	2.8	16.2	6932	2.8	5755	2.4
1800	0.8	44.0	800	0.4	1205	0.6	920	0.4	-48.9	920	0.4	1264	0.5
141	0.1	16.5	141	0.1	122	0.1	156	0.1	10.6	154	0.1	172	0.1
107700	46.6	15.9	91180	40.9	90631	41.5	106791	43.2	-0.8	98540	39.4	96885	40.4
52550	22.7	18.3	41000	18.4	40193	18.4	48148	19.5	-8.4	42648	17.1	40668	17.0
52200	22.6	11.3	47700	21.4	47962	22.0	55910	22.6	7.1	53200	21.3	53246	22.2
2150	0.9	121.6	1500	0.7	1586	0.7	1867	0.8	-13.2	1950	0.8	1957	0.8
236	0.1	11.3	279	0.1	313	0.1	284	0.1	20.3	306	0.1	317	0.1
93119	40.3	17.1	93828	42.1	92587	42.4	105329	42.6	13.1	115890	46.3	110572	46.1
1053	0.5	-0.6	1037	0.5	874	0.4	1110	0.4	5.4	1047	0.4	873	0.4
33605	14.5	20.5	33952	15.2	33267	15.2	36727	14.9	9.3	39908	16.0	39472	16.5
4800	2.1	11.8	4904	2.2	5165	2.4	5461	2.2	13.8	5948	2.4	5951	2.5
902	0.4	15.1	761	0.3	713	0.3	961	0.4	6.5	770	0.3	658	0.3
51394	22.2	15.6	51686	23.2	51224	23.5	59685	24.1	16.1	67047	26.8	62263	26.0
1100	0.5	36.0	1170	0.5	1018	0.5	1054	0.4	-4.2	813	0.3	987	0.4
265	0.1	8.2	317	0.1	325	0.1	331	0.1	24.9	358	0.1	367	0.2
30265		-3.8	56671		59433		48068		58.8	52491		60594	
261341	100.0	13.6	279696	100.0	277732	100.0	295383	100.0	13.0	302582	100.0	300483	100.0
116710	44.7	17.3	114934	41.1	114220	41.1	130368	44.1	11.7	136161	45.0	135383	45.1
951	0.4	-11.5	1455	0.5	1444	0.5	1424	0.5	49.7	1426	0.5	1385	0.5
2327	0.9	1.9	2736	1.0	2629	0.9	2900	1.0	24.6	2954	1.0	2854	0.9
68000	26.0	13.3	65700	23.5	65637	23.6	75000	25.4	10.3	77248	25.5	77882	25.9
10303	3.9	7.9	7319	2.6	7200	2.6	8224	2.8	-20.2	8611	2.8	8368	2.8
7511	2.9	11.8	10008	3.6	10008	3.6	10922	3.7	45.4	13692	4.5	13695	4.6
27617	10.6	39.1	27716	9.9	27302	9.8	31897	10.8	15.5	32231	10.7	31200	10.4
12104	4.6	21.3	11547	4.1	11240	4.0	14768	5.0	22.0	14188	4.7	13683	4.6
83471	31.9	12.3	98368	35.2	97979	35.3	95245	32.2	14.1	100020	33.1	99095	33.0
13039	5.0	14.7	13038	4.7	12875	4.6	15704	5.3	20.4	15227	5.0	15092	5.0
5294	2.0	9.3	4845	1.7	4902	1.8	5373	1.8	1.5	5162	1.7	5161	1.7
837	0.3	3.2	833	0.3	525	0.2	859	0.3	2.6	858	0.3	854	0.3
224	0.1	1.8	225	0.1	216	0.1	280	0.1	25.0	272	0.1	259	0.1
1615	0.6	14.5	15094	5.4	15102	5.4	2709	0.9	67.7	2497	0.8	2485	0.8
7776	3.0	4.1	9222	3.3	9114	3.3	8798	3.0	13.1	10364	3.4	10323	3.4
29815	11.4	12.5	30788	11.0	30769	11.1	33969	11.5	13.9	33027	10.9	32180	10.7
16756	6.4	19.5	17155	6.1	17463	6.3	20384	6.9	21.7	21261	7.0	21589	7.2
2598	1.0	22.3	2708	1.0	2627	0.9	3046	1.0	17.2	3006	1.0	2928	1.0
5517	2.1	-0.3	4462	1.6	4386	1.6	4124	1.4	-25.2	8345	2.8	8225	2.7
48216	18.4	5.8	53796	19.2	53267	19.2	53912	18.3	11.8	50976	16.8	51081	17.0
23027	8.8	-0.4	30241	10.8	29738	10.7	27530	9.3	19.6	24941	8.2	25096	8.4
24563	9.4	12.6	22446	8.0	22446	8.1	25128	8.5	2.3	24665	8.2	24665	8.2
840	0.3	5.7	1051	0.4	1026	0.4	1090	0.4	29.8	1237	0.4	1241	0.4

財政透明性とインドの財政赤字問題

年度	1999-2000							2000-2001	
	予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比
収入総額(収入合計+現金残高)	1057292		32.7	1060793		1073164		950497	
収入合計(I+II+III)	1057242		32.7	1060743		1069645		850447	
支出総額(支出合計+現金残高)	1057292		32.7	1060793		1073164		950497	
支出合計(I+II+III)	1057242		32.7	1057273		1070509		950447	
I 統合資金会計									
収入	904659		33.7	895613		856651		777088	
支出	745123		3.7	734247		704639		802266	
経常会計									
収入	279672	100.0	13.1	280239	100.0	281553	100.0	309779	100.0
A 税収	159787	57.1	12.5	153427	54.7	155230	55.1	178696	57.7
1 所得・支出税	42103	15.1	21.1	41378	14.8	41300	14.7	52186	16.8
法人税	30850	11.0	16.2	29915	10.7	30692	10.9	40040	12.9
所得税	9923	3.5	42.1	10133	3.6	9124	3.2	11816	3.8
利子税	1000	0.4	8.7	1000	0.4	1212	0.4		
2 財産・資本取引税	145	0.1	-7.1	145	0.1	129	0.0	145	0.0
3 物品・サービス税	117227	41.9	9.8	111580	39.8	113440	40.3	126035	40.7
関税	50369	18.0	4.6	47800	17.1	48420	17.2	53572	17.3
連邦消費税	63779	22.8	14.1	61000	21.8	61902	22.0	69433	22.4
サービス税	2300	0.8	23.2	2000	0.7	2128	0.8	2200	0.7
4 UT 税	312	0.1	9.9	325	0.1	361	0.1	329	0.1
粗税収									
州への配分									
B 税外収入	119885	42.9	13.8	126812	45.3	126323	44.9	130753	42.2
1 財政サービス	1265	0.5	14.0	1205	0.4	1097	0.4	1382	0.4
2 利子、配当、利潤	42517	15.2	15.8	48433	17.3	47774	17.0	52301	16.9
3 その他税外収入									
a 一般サービス	6151	2.2	12.6	6444	2.3	6581	2.3	6813	2.2
b 社会コミュニティサービス	872	0.3	-9.3	780	0.3	803	0.3	178	0.1
c 経済サービス	67994	24.3	13.9	68714	24.5	68549	24.3	68951	22.3
4 補助金、援助	715	0.3	-32.2	849	0.3	1108	0.4	729	0.2
5 UT 税外収入	371	0.1	12.1	387	0.1	412	0.1	399	0.1
(経常会計赤字額)	49147		2.2	67316		61615		77120	
支出	328819	100.0	11.3	347554	100.0	343168	100.0	386569	100.0
A 一般サービス	149742	45.5	14.9	165961	47.8	163047	47.5	181665	47.0
1 国家機関	1141	0.3	-19.9	1650	0.5	1564	0.5	1459	0.4
2 財政サービス	3013	0.9	3.9	3062	0.9	2971	0.9	3297	0.9
3 利子支払い、債務返済	88000	26.8	17.3	96403	27.7	94593	27.6	105642	27.3
4 行政サービス	8796	2.7	7.0	9343	2.7	9159	2.7	9962	2.6
5 年金、その他一般サービス	14106	4.3	29.2	18268	5.3	18129	5.3	19213	5.0
6 国防	34687	10.5	8.7	37236	10.7	36632	10.7	42091	10.9
B 社会サービス	15416	4.7	4.4	16345	4.7	16135	4.7	16624	4.3
C 経済サービス	102679	31.2	7.8	106065	30.5	105222	30.7	112215	29.0
1 農業関連	16510	5.0	5.1	16743	4.8	16697	4.9	15758	4.1
2 農村開発	4969	1.5	-7.5	5130	1.5	5124	1.5	4547	1.2
3 特別地域プログラム	1656	0.5	92.8	1657	0.5	1456	0.4	3480	0.9
4 灌漑、洪水管理	280	0.1	0.0	311	0.1	295	0.1	385	0.1
5 エネルギー	3033	0.9	12.0	3284	0.9	3180	0.9	3541	0.9
6 工業、鉱業	10871	3.3	23.6	13124	3.8	12728	3.7	11715	3.0
7 輸送	36266	11.0	6.8	37974	10.9	37571	10.9	41241	10.7
8 通信	23535	7.2	15.5	22103	6.4	22604	6.6	24509	6.3
9 科学、技術、環境	3327	1.0	9.2	3256	0.9	3161	0.9	3959	1.0
10 一般経済サービス	2232	0.7	-45.9	2481	0.7	2408	0.7	3081	0.8
D 補助金、援助	59745	18.2	10.8	57826	16.6	57402	16.7	74677	19.3
1 州政府への補助金	30866	9.4	12.1	29387	8.5	28997	8.4	40546	10.5
2 連邦消費税の州配分支払い	27422	8.3	9.1	26958	7.8	26958	7.9	32487	8.4
UT 支出	1236	0.4	13.4	1358	0.4	1362	0.4	1388	0.4

(単位：千万ルピー、%)

					2001-2002			2002-2003				
増減率	修正概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比	予算概算	構成比	増減率
-10.1	841441		893953		886979		-6.7	905890		977851		10.2
-19.6	838786		891297		886929		4.3	902037		977801		10.2
-10.1	841441		893953		886979		-6.7	905890		977851		10.2
-10.1	841391		890100		886929		-6.7	905840		977801		10.2
-14.1	664278		641422		697068		-10.3	716157		780699		12.0
7.7	688220		665347		723810		-9.8	743232		805892		11.3
10.8	270794	100.0	256036	100.0	292857	100.0	-5.5	276619	100.0	314157	100.0	7.3
11.8	145903	53.9	136915	53.5	165031	56.4	-7.6	143849	52.0	174565	55.6	5.8
23.9	74322	27.4	68174	26.6	85130	29.1	63.1	73797	26.7	91440	29.1	7.4
29.8	38721	14.3	35696	13.9	44200	15.1	10.4	39059	14.1	48616	15.5	10.0
19.1	35271	13.0	31764	12.4	40600	13.9	243.6	34438	12.4	42524	13.5	4.7
0.0	145	0.1	132	0.1	145	0.0	0.0	145	0.1	145	0.0	0.0
7.5	123492	45.6	119830	46.8	140992	48.1	11.9	122255	44.2	143702	45.7	1.9
6.4	49781	18.4	47542	18.6	54822	18.7	2.3	43170	15.6	45193	14.4	-17.6
8.9	70681	26.1	68526	26.8	81720	27.9	17.7	74520	26.9	91433	29.1	11.9
-4.3	2200	0.8	2613	1.0	3600	1.2	63.6	3600	1.3	6026	1.9	67.4
5.4	362	0.1	467	0.2	382	0.1	16.1	496	0.2	513	0.2	34.3
	198321		188603		226649			196693		235800		4.0
	52418		51688		61618			52845		61235		-0.6
9.1	124891	46.1	119121	46.5	127826	43.6	-2.2					
9.2	1357	0.5	918	0.4	1317	0.4	-4.7	1155	0.4	1078	0.3	-18.1
23.0	55532	20.5	50281	19.6	59651	20.4	14.1	62528	22.6	66169	21.1	10.9
10.8	7543	2.8	7747	3.0	8079	2.8	18.6	8986	3.2	9826	3.1	21.6
-79.6	213	0.1	349	0.1	221	0.1	24.2	235	0.1	255	0.1	15.4
1.4	59095	21.8	58564	22.9	57416	19.6	-16.7	58586	21.2	60897	19.4	6.1
2.0	726	0.3	813	0.3	698	0.2	-4.3	826	0.3	859	0.3	23.1
7.5	425	0.2	447	0.2	444	0.2	11.3	484	0.2	508	0.2	14.4
56.9	77949		86611		78822		2.2	92872		96761		22.8
17.6	348743	100.0	342647	100.0	371678	100.0	-3.9	369491	100.0	410918	100.0	10.6
21.3	179270	51.4	174999	51.1	193404	52.0	6.5	190252	51.5	205954	50.1	6.5
27.9	1638	0.5	1594	0.5	1535	0.4	5.2	1551	0.4	1619	0.4	5.5
9.4	3204	0.9	3024	0.9	3530	0.9	7.1	3228	0.9	3400	0.8	-3.7
20.0	104034	29.8	103224	30.1	114144	30.7	8.0	113694	30.8	123094	30.0	7.8
13.3	10172	2.9	9783	2.9	11061	3.0	11.0	10897	2.9	12281	3.0	11.0
36.2	19039	5.5	18497	5.4	19430	5.2	1.1	19079	5.2	20062	4.9	3.3
21.3	41182	11.8	38876	11.3	43704	11.8	3.8	41803	11.3	45497	11.1	4.1
7.8	17264	5.0	17131	5.0	19427	5.2	16.9	18375	5.0	20856	5.1	7.4
9.3	110411	31.7	110712	32.3	112268	30.2	0.0	115572	31.3	133621	32.5	19.0
-4.6	19426	5.6	19331	5.6	22941	6.2	45.6	25482	6.9	29810	7.3	29.9
-8.5	4106	1.2	4291	1.3	4379	1.2	-3.7	5657	1.5	6340	1.5	44.8
110.1	3338	1.0	2312	0.7	3603	1.0	3.5	3778	1.0	5292	1.3	46.9
37.5	375	0.1	335	0.1	395	0.1	2.6	410	0.1	361	0.1	-8.6
16.7	3533	1.0	3398	1.0	3799	1.0	7.3	4247	1.1	10863	2.6	185.9
7.8	13468	3.9	13203	3.9	11756	3.2	0.3	11153	3.0	10787	2.6	-8.2
13.7	43112	12.4	44845	13.1	47248	12.7	14.6	47949	13.0	52489	12.8	11.1
4.1	15734	4.5	15886	4.6	7345	2.0	-70.0	8216	2.2	8358	2.0	13.8
19.0	3603	1.0	3528	1.0	4305	1.2	8.7	4239	1.1	5059	1.2	17.5
38.0	3715	1.1	3584	1.0	3998	1.1	29.8	4441	1.2	4263	1.0	6.6
25.0	40375	11.6	38379	11.2	45048	12.1	-39.7	43668	11.8	48739	11.9	8.2
31.4	38875	11.1	36789	10.7	43390	11.7	7.0	41892	11.3	46813	11.4	7.9
18.5												
12.3	1423	0.4	1427	0.4	1532	0.4	10.4	1624	0.4	1748	0.4	14.1

(単位：千万ルーピー、%)

					2001-2002			2002-2003				
増減率	修正概算	構成比	決 算	構成比	予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比	予算概算	構成比	増減率
-25.2	393484	100.0	385385	100.0	404212	100.0	-13.6	439538	100.0	466542	100.0	15.4
-26.6	373299	94.9	366461	95.1	374723	92.7	-15.2	416005	94.6	434462	93.1	15.9
-27.0	363387	92.4	349133	90.6	363960	90.0	-16.0	404807	92.1	423279	90.7	16.3
40.7	103426	26.3	100206	26.0	99352	24.6	-4.3	114780	26.1	123278	26.4	24.1
-10.4	81100	20.6	83015	21.5	81400	20.1	-46.6	80710	18.4	79716	17.1	-2.1
-70.9	6900	1.8	7255	1.9	7124	1.8	-17.0	17145	3.9	20140	4.3	182.7
0.7	2600	0.7	4100	1.1	2600	0.6	-18.5	300	0.1	0.0	0.0	
2.8	15000	3.8	13500	3.5	19500	4.8	50.0	19500	4.4	19500	4.2	0.0
11.1	141000	35.8	131300	34.1	141000	34.9	0.7	156960	35.7	160000	34.3	13.5
-95.6	7950	2.0	8316	2.2	9000	2.2	12.5	8640	2.0	8000	1.7	-11.1
-68.8	5412	1.4	1441	0.4	3984	1.0	-7.3	6772	1.5	12644	2.7	217.4
1.7	9912	2.5	17328	4.5	10763	2.7	27.1	11198	2.5	11184	2.4	3.9
18.8	17985	4.6	16799	4.4	17489	4.3	10.4	18533	4.2	20080	4.3	14.8
0.0	2500	0.6	2125	0.6	12000	3.0	20.0	5000	1.1	12000	2.6	0.0
-0.1	339477	100.0	322699	100.0	352132	100.0	-15.3	373741	100.0	394974	100.0	12.2
42.5	16101	4.7	13639	4.2	21707	6.2	12.3	18482	4.9	23200	5.9	6.9
46.6	14779	4.4	12384	3.8	19959	5.7	11.3	16957	4.5	21411	5.4	7.3
-6.8	845	0.2	806	0.2	953	0.3	-10.9	932	0.2	1073	0.3	12.6
-14.1	10783	3.2	10525	3.3	17620	5.0	31.2	16281	4.4	17684	4.5	0.4
-75.1	48	0.0	42	0.0	66	0.0	8.2	50	0.0	86	0.0	30.3
27.5	116	0.0	99	0.0	1436	0.4	1137.9	986	0.3	1316	0.3	-8.4
-18.2	9	0.0	6	0.0	11	0.0	22.2	11	0.0	11	0.0	0.0
-2.1	2155	0.6	2057	0.6	2560	0.7	22.3	3818	1.0	3331	0.8	30.1
-1.1	751	0.2	593	0.2	906	0.3	10.2	875	0.2	824	0.2	-9.1
67.9	6084	1.8	5768	1.8	6542	1.9	-21.8	8519	2.3	9068	2.3	38.6
6.1	141	0.0	822	0.3	140	0.0	0.0	99	0.0	159	0.0	13.6
7.2	502	0.1	450	0.1	674	0.2	15.6	569	0.2	618	0.2	-8.3
-81.4	976	0.3	686	0.2	5284	1.5	327.9	1353	0.4	2270	0.6	-57.0
0.6	459	0.1	456	0.1	367	0.1	11.6	354	0.1	327	0.1	-10.9
-1.7	283034	83.4	269512	83.5	285150	81.0	-19.6	308696	82.6	321155	81.3	12.6
-2.0	273114	80.5	259689	80.5	275552	78.3	-20.3	299452	80.1	310591	78.6	12.7
68.0	27478	8.1	27275	8.5	26499	7.5	-3.6	26499	7.1	27420	6.9	3.5
-10.4	81100	23.9	81675	25.3	81400	23.1	-46.6	80710	21.6	79716	20.2	-2.1
-70.9	2600	0.8	2600	0.8	2600	0.7	-18.5	1600	0.4	20140	5.1	182.7
	6900	2.0	6900	2.1	7124	2.0	-17.0	17145	4.6	20140	5.1	182.7
	13000	3.8	13000	4.0	15000	4.3	15.4	15000	4.0	19500	4.9	30.0
11.1	141000	41.5	126887	39.3	141000	40.0	0.7	156960	42.0	160000	40.5	13.5
-91.3	1035	0.3	1353	0.4	1929	0.5	103.9	1538	0.4	3816	1.0	97.8
12.5	9920	2.9	9823	3.0	9598	2.7	4.6	9243	2.5	10563	2.7	10.1
8.2	28255	8.3	27761	8.6	26334	7.5	-1.6	28995	7.8	31536	8.0	19.8
27.3	179	0.1	179	0.1	138	0.0	-34.3	907	0.2	243	0.1	76.1
-20.9	5014	1.5	5993	1.9	3329	0.9	-21.9	3753	1.0	2520	0.6	-24.3
-47.4	150	0.0	154	0.0	128	0.0	-26.9	221	0.1	149	0.0	16.4
-1.7	169	0.0	167	0.1	144	0.0	-16.3	144	0.0	15	0.0	-89.6
-11.2	1934	0.6	1651	0.5	1370	0.4	-35.2	555	0.1	322	0.1	-76.5
-29.8	2206	0.6	2240	0.7	1471	0.4	6.3	2609	0.7	1561	0.4	6.1
-21.4	542	0.2	470	0.1	209	0.1	-49.3	204	0.1	462	0.1	121.1
			1300	0.4						1	0.0	
25.0	4	0.0	1	0.0	5	0.0	0.0	5	0.0	4	0.0	-20.0
0.0	8	0.0	11	0.0	2	0.0		15	0.0	6	0.0	200.0
16.2	23059	6.8	21586	6.7	22863	6.5	2.5	24332	6.5	28768	7.3	25.8
14.9	21498	6.3	20115	6.2	21340	6.1	2.9	22885	6.1	26842	6.8	25.8
3.4	382	0.1	374	0.1	355	0.1	5.0	375	0.1	378	0.1	6.5

表 4 - 2 中央政府財政収支表

年度	1994-95		1995-96				1996-97		
	決算	構成比	予算概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比	増減率
Ⅲ 公共会計									
収入	106066	100.0	82330	100.0	112404	100.0	90982	100.0	10.5
A 少額貯蓄、年金基金	58645	55.3	52538	63.8	58879	52.4	59140	65.0	12.6
1 少額預金	34438	32.5	26335	32.0	32810	29.2	33016	36.3	25.4
2 年金基金	8141	7.7	9370	11.4	9561	8.5	10430	11.5	11.3
3 その他会計	16066	15.1	16833	20.4	16508	14.7	15694	17.2	-6.8
B 準備基金	11356	10.7	10836	13.2	13907	12.4	13205	14.5	21.9
1 利子負担準備基金	10343	9.8	10209	12.4	12908	11.5	12427	13.7	21.7
2 利子負担なし準備基金	1012	1.0	627	0.8	1000	0.9	778	0.9	24.1
C 預金、前貸し	34125	32.2	18956	23.0	38375	34.1	18637	20.5	-1.7
1 利子負担預金	5762	5.4	4328	5.3	4653	4.1	3649	4.0	-15.7
2 利子負担なし預金	19376	18.3	14628	17.8	23378	20.8	14989	16.5	2.5
3 前貸し	8996	8.5			10344	9.2			
D 仮勘定、その他	1585	1.5			845	0.8			
E 送金	355	0.3			397	0.4			
支出	69553	100.0	60192	100.0	88779	100.0	59827	100.0	-0.6
A 少額貯蓄、年金基金	26776	38.5	32238	53.6	37662	42.4	32722	54.7	1.5
1 少額預金	20012	28.8	20815	34.6	22734	25.6	20662	34.5	-0.7
2 年金基金	4008	5.8	4927	8.2	4643	5.2	6580	11.0	33.5
3 その他会計	2756	4.0	6496	10.8	10285	11.6	5480	9.2	-15.6
B 準備基金	9842	14.2	10321	17.1	13211	14.9	11460	19.2	11.0
1 利子負担準備基金	8858	12.7	9907	16.5	12163	13.7	11056	18.5	11.6
2 利子負担なし準備基金	984	1.4	414	0.7	1048	1.2	404	0.7	-2.4
C 預金、前貸し	31380	45.1	18089	30.1	34552	38.9	16392	27.4	-9.4
1 利子負担預金	3730	5.4	3407	5.7	2636	3.0	2866	4.8	-15.9
2 利子負担なし預金	18487	26.6	14682	24.4	21408	24.1	13526	22.6	-7.9
3 前貸し	9163	13.2			10508	11.8			
D 仮勘定、その他	81	0.1	-456	-0.8	2666	3.0	-747	-1.2	63.8
E 送金	1773	2.5			689	0.8			

表4-3 中央政府財政収支表

	1997-98		1998-99				1999-2000						
	決算	構成比	予算概算	構成比	修正概算	構成比	決算	構成比	予算概算	構成比	増減率	修正概算	構成比
III 公共会計													
収入	167375	100.0	120007	100.0	118185	100.0	157742	100.0	152584	100.0	27.1	161660	100.0
A 国少額貯蓄基金(NSSF)	51811	31.0	49920	41.6	57900	49.0	62050	39.3	89855	58.9	80.0	93625	57.9
1 少額預金・預金証書	46195	27.6	43470	36.2	51400	43.5			62370	40.9	43.5		
2 公的準備基金	5617	3.4	6450	5.4	6500	5.5			7500	4.9	16.3		
3 NSSFの所得と支出									19985	13.1			
4 NSSFの投資													
B 州準備基金その他会計	41957	25.1	27171	22.6	29658	25.1	32358	20.5	29934	19.6	10.2	31688	19.6
1 州準備基金	9139	5.5	9650	8.0	11150	9.4	11563	7.3	10850	7.1	12.4	14000	8.7
2 郵便保険・終身年金基金	629	0.4	700	0.6	315	0.3	729	0.5	315	0.2	-55.0	685	0.4
3 その他事項	32189	19.2	16821	14.0	18193	15.4	20066	12.7	18769	12.3	11.6	17003	10.5
C 準備基金	15820	9.5	14717	12.3	14508	12.3	14730	9.3	16717	11.0	13.6	15762	9.8
1 利子負担準備基金	14581	8.7	13504	11.3	13313	11.3	13283	8.4	15706	10.3	16.3	13859	8.6
2 利子負担なし準備基金	1238	0.7	1213	1.0	1195	1.0	1447	0.9	1011	0.7	-16.7	1903	1.2
D 預金・前貸し	51427	30.7	28198	23.5	16119	13.6	45054	28.6	16078	10.5	-43.0	20946	13.0
1 利子負担預金	7913	4.7	6380	5.3	7161	6.1	11072	7.0	6301	4.1	-1.2	11682	7.2
2 利子負担なし預金	27980	16.7	21818	18.2	8958	7.6	16031	10.2	9777	6.4	-55.2	9263	5.7
3 前貸し	15534	9.3	5256	4.4			17951	11.4					
E 仮勘定、その他	5114	3.1					2963	1.9					
F 送金	1247	0.7					588	0.4					
支出	107459	100.0	77557	100.0	89774	100.0	116800	100.0	312119	100.0	302.4	326496	100.0
A 国少額貯蓄基金(NSSF)	27368	25.5	28330	36.5	28970	32.3	29106	24.9	262062	84.0	825.0	271804	83.2
1 少額預金・預金証書	25785	24.0	25980	33.5	27010	30.1			34370	11.0	32.3		
2 公的準備基金	1583	1.5	2350	3.0	1960	2.2			2500	0.8	6.4		
3 NSSFの所得と支出									19985	6.4			
4 NSSFの投資									33000	10.6			
中央政府証券									8000	2.6			
州政府証券									25000	8.0			
5 未払負債の公的債務への転換									172207	55.2			
B 州準備基金その他会計	13574	12.6	11116	14.3	22150	24.7	23906	20.5	13068	4.2	17.6	17051	5.2
1 州準備基金	4756	4.4	4300	5.5	5800	6.5	5826	5.0	4850	1.6	12.8	7250	2.2
2 郵便保険・終身年金基金	171	0.2	176	0.2	189	0.2	193	0.2	190	0.1	8.0	205	0.1
3 その他事項	8648	8.0	6640	8.6	16161	18.0	17887	15.3	8029	2.6	20.9	9596	2.9
C 準備基金	15409	14.3	14063	18.1	16844	18.8	17006	14.6	17364	5.6	23.5	14947	4.6
1 利子負担準備基金	14081	13.1	13186	17.0	15418	17.2	15490	13.3	16455	5.3	24.8	14080	4.3
2 利子負担なし準備基金	1328	1.2	877	1.1	1426	1.6	1516	1.3	908	0.3	3.5	867	0.3
D 預金・前貸し	47509	44.2	25298	32.6	23061	25.7	43424	37.2	20600	6.6	-18.6	23670	7.2
1 利子負担預金	5907	5.5	5540	7.1	5448	6.1	8609	7.4	5341	1.7	-3.6	9192	2.8
2 利子負担なし預金	25776	24.0	19758	25.5	17613	19.6	16721	14.3	15259	4.9	-22.8	14478	4.4
3 前貸し	15827	14.7											
E 仮勘定、その他	2975	2.8	-1251	-1.6	-1251	-1.4	2674	2.3	-976	-0.3	-22.0	-976	-0.3
F 送金	624	0.6					685	0.6					

[引用文献]

- Atkinson, Paul and Paul van den Noord [2001]: *Managing Public Expenditure: Some Emerging Policy and a Framework for Analysis*, Economic Department Working Papers No.285, OECD.
- Bagchi, Amaresh [2002]: *Public Expenditure Management: Some Perspectives for the Tenth Plan*, submitted to Planning Commission (Mimeo).
- The Economic Times (ET) [24-11-2001]: “Panel waters down fiscal bill.”
- [09-04-2002]: “Mof for flexibility in fiscal responsibility bill.”
- The Financial Express (FE) [24-09-2001]: “Fiscal Responsibility Bill watered down by Parliamentary panel.”
- Government of India, Ministry of Finance (GOI) [2002]: *Indian Public Finance Statistics, 2001-2002*.
- [1998bs]: *Budget 1998-1999, Speech of Shri Yashwant Sinha, Minister of Finance*, 1st June, 1998, Part A, Part B.
- [1999bs]: *Budget 1999-2000, Speech of Shri Yashwant Sinha, Minister of Finance*, 27th February, 1999, Part A, Part B.
- [2000bs]: *Budget 2000-2001, Speech of Shri Yashwant Sinha, Minister of Finance*, 29th February, 2000, Part A, Part B.
- [2001bs]: *Budget 2001-2002, Speech of Shri Yashwant Sinha, Minister of Finance*, 28th February, 2001, Part A, Part B.
- [2002bs]: *Budget 2002-2003, Speech of Shri Yashwant Sinha, Minister of Finance*, 28th February, 2001, Part A, Part B.
- [1998nfs]: *Annual Financial Statement of the Central Government for 1998-1999*.
- [1999nfs]: *Annual Financial Statement of the Central Government for 1999-2000*.
- [2000nfs]: *Annual Financial Statement of the Central Government for 2000-2001*.
- [2001nfs]: *Annual Financial Statement of the Central Government for 2001-2002*.
- [2002nfs]: *Annual Financial Statement of the Central Government for 2002-2003*.
- [1998bag]: *Budget at a Glance, 1998-1999*.
- [1999bag]: *Budget at a Glance, 1999-2000*.
- [2000bag]: *Budget at a Glance, 2000-2001*.
- [2001bag]: *Budget at a Glance, 2001-2002*.

- [2002bag]: *Budget at a Glance, 2002-2003*.
- [1998es]: *Economic Survey 1979-1998*.
- [1999es]: *Economic Survey 1998-1999*.
- [2000es]: *Economic Survey 1999-2000*.
- [2001es]: *Economic Survey 2000-2001*.
- [2002es]: *Economic Survey 2001-2002*.
- [2000cfrl]: *Report of the Committee on Fiscal Responsibility Legislation*.
- [2000frbm]: *The Fiscal Responsibility and Budget Management Bill, 2000*.
- [2000rerc]: *Resolution, F.1(30) –E.Coord/2000, in the Gazette of India Extraordinary, Part I, Section I, the 28th February, 2000*.
- [2000rIerc]: *Expenditure Reforms Commission's Report On Food Subsidy*.
- International Monetary Fund (IMF) [2001cdpft]: *Code of Practices on Fiscal Transparency – Declaration of Principles*.
- [2001mft]: *Manual on Fiscal Transparency*.
- [2001rosc]: *Report on the Standards and Codes (ROSC), India, I. Fiscal Transparency*.
- Karnik, Ajit [2002]: “Fiscal Responsibility and Budget Management Bill: Offering Credible Commitments,” *Economic and Political Weekly (EPW)*, Vol.37, No.3, pp.251-256.
- [2002]: “Fiscal Policy and Growth,” *EPW*, Vol. No. pp.829-831.
- Kopits, Geroge [2001]: “Fiscal Policy Rules for India,” *EPW*, Vol.36, No.9, pp.749-756.
- Mishra, Veena [2001]: “Fiscal Deficits and Fiscal Responsibility Act,” *EPW*, Vol.36, No.8, pp.609-611.
- Mohan, Rakesh [2000]: “Fiscal Correction for Economic Growth: Data Analysis and Suggestions,” *EPW*, Vol.35, No.24, pp.2027-2036.
- Rakshit, Mihir [2001]: “Restoring Fiscal Balance through Legislative Fiat: The Indian Experiment,” *EPW*, Vol.37, No.23, pp.2053-2062.
- Rajaraman, Indira [2001]: “Fiscal Transparency,” *EPW*, Vol.36, No.52,
- Rao, M.Govinda, H.K.Amar Nath [2000]: “Fiscal Correction: Illusion and Reality,” *EPW*, Vol.35, No.32, pp.2806-2809.
- Rao, D.Tripati [2002]: “budgetary Arithmetic, Fiscal Imprudence and Macroeconomic Implication,” *EPW*, Vol.37, No.21.
- Reddy, Y.V. [2001]: “Fiscal Transparency and Beyond,” *RBI Bulletin*, August 9, RBI.
- Reserve Bank of India (RBI) [2001]: *Report of the Advisory Group on Fiscal*

Transparency.

—[2002]: *Report on Currency and Finance 2000-2001.*

Srinivasan, T.N. [2002]: “India’s Fiscal Situation: Is a Crisis Ahead?” in Anne O. Krueger edit., *Economic Policy Reforms and the Indian Economy*, The University of Chicago Press, pp.47-89.

山本盤男 [1999]: 「インドの BJP 連立政権の経済・財政政策の課題」(九州産業大学『エコノミクス』第3巻第3・4号)。

(付記) 本論は、平成14年度文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)研究課題「アジア地域経済圏の形成と消費課税の調和プログラムに関する研究」(課題番号14530081)の研究成果である